

令和7年8月26日  
子ども政策課

## 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和6年度の進捗状況について

### 審議内容

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和6年度の進捗状況について、以下のとおり評価します。

### 1 対象

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に計上している115の計画事業及び117の子どもの未来応援施策の令和6年度の進捗状況

#### <港区子ども・子育て支援事業計画について>

港区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しているものです。10の基本方針のもと、115の計画事業を計上しています。

また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を包含していることから、港区が子どもの貧困対策として掲げている117の「港区子どもの未来応援施策」もあわせて計上しています。

#### <本計画の目指すべき将来像と基本方針>

目指すべき将来像	安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会
基本方針1	教育・保育施設等の充実
基本方針2	地域子ども・子育て支援事業の充実
基本方針3	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
基本方針4	子ども・子育て支援の質の確保
基本方針5	産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保
基本方針6	特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実
基本方針7	ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
基本方針8	放課後対策の総合的な推進
基本方針9	子どもの健全な育成に向けた施策の充実
基本方針10	子どもの未来を応援する施策の充実

## 2 基準日

令和7年3月31日時点の令和6年度の進捗状況

## 3 進捗状況評価

### (1) 子ども・子育て支援事業計画 計画事業

令和6年度の進捗状況調査の結果、子ども・子育て支援事業計画に計上している115事業のうち、「当初計画以上」が7、「当初計画どおり」が107、「廃止」が1という結果となりました。

※「廃止」事業には、令和6年度以前に廃止されたものも含まれます。

事業数	進捗状況評価（事業数）					
	当初 計画 以上	当初 計画 どおり	当初 計画 遅延	一部 未実施	未実施	廃止
合 計	115	7	107	0	0	0
基本方針1 教育・保育施設等の充実	8	0	8	0	0	0
基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	16	2	14	0	0	0
基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	3	0	3	0	0	0
基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保	20	3	17	0	0	0
基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	2	0	1	0	0	1
基本方針6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実	26	0	26	0	0	0
基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	7	0	7	0	0	0
基本方針8 放課後対策の総合的な推進	8	2	6	0	0	0
基本方針9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実	15	0	15	0	0	0
基本方針10 子どもの未来を応援する施策の充実	10	0	10	0	0	0

<「当初計画以上」「廃止」の評価理由>

評価	事業名	当初計画	評価理由
当初 計画 以上 (7事業)	学童クラブ 事業の充実 2-(3)-①	増加する学童クラブ需要に対応するため、区立高輪台小学校内で新たに学童クラブ事業を実施するとともに、新たに開設する(仮称)区立芝浦第二小学校内においても学童クラブ事業を実施するなど学童クラブ定員の拡大を図ります。	令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ(定員40人)を開設したため
	病児・病後児保育室の定員拡大 2-(10)-①	定員超過により病児・病後児保育を利用できない区民のニーズに対応するために、既存の施設の定員拡大に努めるとともに、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行います。	令和6年9月に、一部の病児保育室において土曜保育を開始するとともに、令和7年1月に新たに定員8名の病児保育室を開設したため
	保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】 4-(2)-①	日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。	ICT機器導入経費を補助するとともに、保育業務支援システムの機能拡充を行った。また、保育体制の強化のため、保育の充実要員として保育士の業務を補助する者の雇上げに係る補助を拡充したため
	乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進 4-(2)-②	保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回を通して保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。	探求活動を推進するため、職員向けワークショップを実施し、自園の具体的な実践に繋げた。また、子どもが英語に触れ合う機会の創出として、英語を使って様々な遊びを経験する英語で遊ぼう事業を実施したため
	区立小学校を活用した放課後の居場所づくり(放課GO→)の推進 4-(3)-②	区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり(放課GO→)を推進します。また、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など、条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。	令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ(定員40人)を開設したため
	学童クラブ事業の充実 8-(1) 【再掲】	施設改善や新規開設により、学童クラブ定員の確保、充実を図ります。	令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ(定員40人)を開設したため
	放課GO→クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量 8-(2)	学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。	令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ(定員40人)を開設したため

廃止 (1事業)	保育施設の 1歳児定員 の拡大 5-(1)-②	保育需要が特に多い 1 歳児を対象と して、新設または開設後間もない私立 認可保育園及び港区保育室の空きク ラスを活用した 1 歳児の受け入れを行 い、保育需要に柔軟に対応します。	待機児童が解消され、本事業の利 用率が低下していたことや、空きクラ スを確保できる私立認可保育園が減 っており、事業を継続することが困 難であったことを踏まえ、令和 2 年 度末をもって事業を廃止したため
-------------	----------------------------------	--	---

## (2) 子どもの未来応援施策

令和6年度の進捗状況調査の結果、子ども・子育て支援事業計画に計上している117事業のうち、「当初計画以上」が3、「当初計画どおり」が107、「未実施」が1、「廃止」が6という結果となりました。

※「廃止」事業には、令和6年度以前に廃止されたものも含まれます。

事業数	進捗状況評価（事業数）					
	当初 計画 以上	当初 計画 どおり	当初 計画 遅延	一部 未実施	未実施	廃止
合 計	117	3	107	0	0	1
(1) 教育・学習の支援	14	0	12	0	0	2
(2) 生活環境の安定の支援	66	3	61	0	0	1
(3) 経済的安定の支援	34	0	31	0	0	3
(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	3	0	3	0	0	0

<「当初計画以上」、「未実施」、「廃止」の評価理由>

評価	事業名	当初計画	評価理由
当初計画以上 (3事業)	放課 G0→クラブ・学童クラブ (2)-30	放課後等に学校施設を活用し学習、スポーツ、遊びなどの活動を行います。また、学校施設や民間ビル等を活用し保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。	令和6年4月に放課G0→みたに学童クラブを開設したため
	病児・病後児保育 (2)-40	乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、病児・病後児保育室において一時保育します。	令和6年9月に、一部の病児保育室において土曜保育を開始するとともに、令和7年1月に新たに定員8名の病児保育室を開設したため
	産前産後家事・育児支援事業 (2)-59	区内在住の妊娠中又は出産直後に日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパー又は母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事又は育児支援を行います。	産後ドゥーラの利用対象について、生後1歳の先日までの児童は60時間、2歳の前日までの多胎児は45時間、3歳の前日までの多胎児は30時間まで拡充したため
未実施 (1事業)	青少年問題協議会 (2)-36	青少年問題に対処するために設置された区長の付属機関として「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。	「港区青少年健全育成活動方針」を継承する計画の策定や、青少年を取り巻く課題の変化により、令和7年度に青少年問題協議会の廃止を決定したことから、令和6年度の会議は行わなかったため
廃止 (6事業)	私立幼稚園就園奨励費 (1)-7	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	令和元年10月の幼児・教育保育の無償化に伴い、事業廃止したため
	学びの未来応援学習講座 (1)-14	経済的困難を抱える家庭の中学校3年生を対象に進路選択に資するため、学習講座を開催し基礎的学力の定着を図ります。	令和6年度から、経済的な事情に関わらず希望する中学生を対象として、学習講座を行う進路支援講座を開始したため
	親子ふれあい助成事 (2)-26	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	利用実績や施策の目的を実現する手段として十分機能していない現状を踏まえ、令和2年度末をもって事業を廃止したため
	港区女性福祉資金貸付 (3)-19	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	給付型奨学金の拡大や高校修学費無償化等により、区民のニーズが著しく低下していたため、令和元年度末をもって廃止したため
	保育料 寡婦（寡夫）みなし適用 (3)-23	婚姻歴のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）において、保育料の税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行います。	令和3年度から住民税法が改正されたため、令和3年9月分以降の適用を終了したため

廃止 (6事業)	幼稚園保育料の算定における寡婦(寡夫)控除みなし適用 (3)-32	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親世帯(児童扶養手当受給者)について、税法上の寡婦(寡夫)控除の適用があるものとみなして算定します。	令和3年1月1日施行の国の税制改正により、幼稚園保育料の寡婦(寡夫)控除のみなし適用を終了したため
-------------	--------------------------------------	--	---

## 港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

第3章		施策内容		基本方針	1 教育・保育施設等の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
1 卷末ボックス表1	(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者）	①幼稚園の受入体制の充実	地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入体制の充実を図ります。	29	幼児人口や幼稚園希望率の減少等に伴い、公私立幼稚園共に園児数が減少しています。 こうした状況を踏まえ、令和6年度入園の区立幼稚園募集定員を3～5歳児合計で125人削減しましたが、引き続き定員に空きが生じている状況です。	当初計画どおり	引き続き幼稚園ニーズの動向を注視し、公私立幼稚園全体で幼児の受入体制を確保していきます。		教育長室 教育推進担当 学務課 学校計画担当
				29	令和8年夏の完成に向け、赤羽幼稚園の新園舎の整備工事を進めました。	当初計画どおり	引き続き、赤羽幼稚園新園舎の整備工事を進めます。		学務課 学校計画担当
				29	幼児人口や幼稚園希望率の減少等に伴い、公私立幼稚園共に園児数が減少しています。 こうした状況を踏まえ、令和6年度入園の区立幼稚園募集定員を3～5歳児合計で125人削減しましたが、引き続き定員に空きが生じている状況です。	当初計画どおり	引き続き幼稚園ニーズの動向を注視し、公私立幼稚園全体で幼児の受入体制を確保していきます。		教育長室 教育推進担当 学務課 学校計画担当
		②園舎等の整備	幼児数の変化や施設の老朽化に対応し、より良い教育環境を確保するため、計画的に区立幼稚園園舎等の改築や増築等を進めます。	32	現在は、区内就学前児童人口の減少等に伴う保育需要の減少により、区内保育施設の定員に空きが生じている状況です。 保育需要の動向を注視しながら、保育定員の適切な管理に取り組んでいます。 港区保育室については、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行っています。	当初計画どおり	区内保育施設の定員に空きが生じている状況や保育需要の動向を注視しながら、「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に沿って、保育定員の適切な管理に取り組みます。 港区保育室についても、引き続き、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行います。		子ども政策課 子ども政策推進係
				32	就学前児童人口の今後の動向や、今後の認定こども園の需要見込み等を精査した上で、整備地域や、定員設定について検討を進めています。	当初計画どおり	引き続き、就学前人口の今後の動向や幼稚園、保育園等の入園の申込み状況等から今後の認定こども園の需要等を精査した上で、慎重に検討を進めます。		子ども政策課 子ども政策推進係
				32	区内5か所で事業を実施しました。令和6年度の定期利用保育は延べ13,960人、スポット利用保育は延べ1,582人の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き利用者のニーズを踏まえながら、区内5か所で事業を実施します。 また、児童の健やかな成長を支えるために、保育の質の向上に取り組みます。		子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
				32	小規模保育事業、居宅訪問型保育事業については継続して実施しています。 令和6年4月からは、小規模保育事業4か所に対して、3園の区立保育園及び1園の私立認可保育園を連携施設としてそれぞれ設定しました。	当初計画どおり	待機児童ゼロ達成後、小規模保育事業において、定員に対する空きが出ている現状を踏まえ、小規模保育事業の連携施設の設定を進めています。 引き続き、小規模保育事業に對して、連携施設の設定を進めます。		子ども政策課 子ども政策推進係
		④地域型保育事業の実施	現在実施している小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から保護者が選択できる仕組みを確保します。	32	保育施設の定員に空きが生じている現況を踏まえ、新たな大規模開発に對しては、認可保育園付置の要請を行っていません。	当初計画どおり	引き続き、保育需要の動向を見極めながら、付置の要請については、慎重に判断します。		子ども政策課 子ども政策推進係
8	⑤大規模開発における認可保育園付置の要請	集合住宅等の大規模開発の際、敷地内に認可保育園の付置を要請します。	32						

第3章		施策内容		基本方針	2 地域子ども・子育て支援事業の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
9	(1)利用者支援事業 巻末ボックス表3	①利用者支援事業の推進	妊娠婦や子育て家庭が、母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスを適切に選択し、確実、円滑に利用できるよう、個別の子育て家庭のニーズを把握し、悩みや課題を受け止めながら、ICTを活用したサービスの情報提供やコーディネートを行います。 子育てコーディネーターについては、子ども家庭支援センター移転後も、より多くの子育て家庭の相談を受け付けることができるよう、実施方法（出張実施など）等の工夫を検討します。	34	子育てに関する不安や悩みについてのお話しを伺う子育てコーディネーター事業について、令和6年度は2か所で計1,931件の相談を受けました。	当初計画どおり	引き続き、子育てコーディネーターが子育て家庭の相談に寄り添い、丁寧に対応します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
10	(2)時間外保育事業 (延長保育事業) 巻末ボックス表3	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育園において認定された保育時間（標準時間または短時間）を超えて保育を実施しています。	35	区内の認可保育園すべてにおいて延長保育を実施しており、保護者の就労状況や家庭の事情に応じて保育の提供が可能となっています。	当初計画どおり	引き続き本事業を継続し、安定的な運営体制の維持に努めます。	保育課 保育支援係	
11	(3)放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業） 巻末ボックス表3	①学童クラブ事業の充実	増加する学童クラブ需要に対応するため、区立高輪台小学校内で新たに学童クラブ事業を実施するとともに、新たに開設する（仮称）区立芝浦第二小学校内においても学童クラブ事業を実施するなど学童クラブ定員の拡大を図ります。	36	令和2年7月に放課GO→クラブたかなかわいを開設しました。 令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 令和4年11月に放課GO→学童クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。 令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ（定員40人）を開設しました。	当初計画以上	令和7年4月に、桂坂学童クラブの定員を30名増加します（定員230名）。 引き続き、区内37か所で学童クラブ事業を実施するとともに、令和8年度に向け、放課GO→学童クラブあかねの定員拡大並びに放課GO→学童クラブしばはまの活動場所の変更及び定員拡大に向け、準備を進めていきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
12	(4)子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 巻末ボックス表3	①子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実	総定員としては確保できていますが、社会福祉法人恩賜財団慶福育児会麻布乳児院は0歳児枠の定員が1名のため、生後7日～10か月未満の受け入れ拡充について、関係機関と協議します。	37	保護者の仕事や出産、病気の際に児童を預かる乳幼児ショートステイ事業を区内3か所で実施し、延べ2,344日の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区内3か所で乳幼児ショートステイ事業を実施していきます。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
13	(5)乳児家庭全戸訪問事業 巻末ボックス表3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母親自身の体調等の相談、母子保健サービス等の紹介など、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行っています。	38	ここにちは赤ちゃん訪問2,062件の訪問、再訪問86件、ママの健康相談44件、妊婦訪問7件実施し、訪問数は増加しました。	当初計画どおり	引き続き妊娠届時や母親学級、両親学級のほか、ブレママ応援事業でここにちは赤ちゃん訪問事業の周知と活用を勧奨するとともに、妊婦のための支援給付事業とも連動して支援を強化します。また、こども家庭センターとして、セルフプランの作成等も実施し、必要な人には地区担当保健師、健診事業、子育てサービスや他機関連携の上継続的な支援が実施できるよう取り組みます。	健康推進課 地域保健係	
14	(6)養育支援訪問事業 巻末ボックス表3	①養育支援訪問の充実	養育支援訪問事業の対象家庭のうち、子どもの食事を十分に作ることができない、孤食の傾向にあるなどの課題を抱えている家庭について、食事の支援を充実させることなどにより、表面化している課題の解決を図るだけでなく、家庭の問題全般への関わりを深め、適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。	39	養育支援訪問事業では、必要とされる家庭へ101回訪問を実施し、専門相談員の訪問による相談・助言を行いました。子育て世帯訪問支援事業では、養育の支援が特に必要であると判断した7家庭に延べ137回の支援を実施しました。 養育支援訪問事業実施後は、その家庭の状況に合わせ、その他の適切な支援につなげました。	当初計画どおり	引き続き、家事・子育て等に對して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子ども家庭支援センター 相談支援係	
15	(7)地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） 巻末ボックス表3	①子育てひろば事業の推進	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行う子育てひろば事業を推進します。令和3（2021）年4月に開設する（仮称）子ども家庭総合支援センターにおいて、新たに子育てひろば事業を実施します。	40	区内19カ所で子育てひろば事業を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、区内19箇所で子育てひろば事業を実施し、親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行います。 令和7年7月からあっぴい高輪とあっぴいパーク高輪の2箇所を開設し、子育てひろば事業を拡充します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	

第3章		施策内容		基本方針	2 地域子ども・子育て支援事業の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
16	(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） 巻末ボックス表3	②生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実	ファミリー・サポート（育児サポートオムニバス）や派遣型一時保育を担う子育て支援員の育成、産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数の増加、ショートステイ、トワイライトステイの実施などにより、様々な時間帯・保育内容等に対応する子育て支援サービスの充実を図ります。	40	子育て支援員は38人が研修を修了しました。 産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数は9社となりました。	当初計画どおり	引き続き、広報等を通じて子育て支援員研修の受講を周知し、子育て支援員を育成します。 産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者を増やし、適切にサービスを提供します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
17	(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育） 巻末ボックス表3	①預かり保育の充実	区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、幼児の生活リズムへの配慮や家庭との連携を踏まえた上で、保育内容の充実に努めます。	41	区立幼稚園全園で預かり保育を実施しました。令和6年度は延べ22,422人が預かり保育を利用しました。	当初計画どおり	引き続き、区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、保育内容等の充実に努めます。 また、1園で試行的に預かり保育の時間を午後5時30分まで延長するとともに、春季休業中の一時預かり事業を開始します。	学務課 学事係	
18	(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外） 巻末ボックス表3	①一時預かり事業の推進	子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した区内全施設のリアルタイムの空き情報の提供や、予約システムの導入など、利用しやすい仕組みづくりを検討します。	42	ICTを活用し、施設のキャッシュレス化を進めることで、LINEによる一時預かりの予約を行い、利用者の利便性の向上を図りました。	当初計画どおり	引き続きLINEによる一時預かりの予約受付を実施し、利便性の向上を図ります。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
19	(10) 病児・病後児保育事業 巻末ボックス表3	①病児・病後児保育室の定員拡大	定員超過により病児・病後児保育を利用できない区民のニーズに対応するために、既存の施設の定員拡大に努めるとともに、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行います。	43	令和7年1月に新たに定員8名の病児保育室を開設したことにより、病児保育の受け入れ体制が拡充され、利用可能人数が増加しました。これに伴い、利用者数も前年比で増加しています。また、受け入れができない児童数は1,139人と、前年度から減少しています。	当初計画以上	保護者からのニーズや供給体制の状況を踏まえつつ、対象者の拡大や制度全体の改善に向けた検討を進めます。	保育課 保育支援係	
20	②病児・病後児保育室の利便性の向上	病児保育室4施設、病後児保育室1施設では、電話により予約受付をしていますが、予約システムの導入などにより、保護者の利便性を向上します。	43	病児保育室3室においてマルチ決済端末を導入しました。病児・病後児保育室4室ではPayPayによるキャッシュレス決済を導入しています。	当初計画どおり	保護者の利便性向上のため、予約システムの機能改修について検討を進めます。	保育課 保育支援係		
21									
22		③訪問型病児・病後児保育の利用助成	ベビーシッター等の派遣による、家庭で病児・病後児保育を行う場合に利用料の一部を助成しています。本事業の周知・利用を進めるなど、病児・病後児保育の充実を図ります。	43	令和7年1月に新たに電子申請を開始したことにより、気軽に申請ができることから訪問型病児・病後児保育の利用助成申請者は増加しています。	当初計画どおり	より区民の方（保護者）が利用しやすい電子申請改善を進めます。また、引き続き本事業の周知・利用を進め、訪問型病児・病後児保育の充実を図ります。	保育課 保育支援係	
23	(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 巻末ボックス表3	①子育て援助活動支援事業の充実	今後も見込まれる需要の増加に対応するため、「子育て支援員研修」を活用した新規協力者の養成や、「派遣型一時保育事業」と連携し、相互に会員として登録できるようにするなど、協力会員の確保を図ります。	44	子育て支援員研修や派遣型一時保育事業の事業者と連携し、126人の協力会員を登録しました。	当初計画どおり	引き続き、子育て支援員研修や派遣型一時保育事業の事業者と連携し、協力会員の確保を図ります。 令和7年4月から、1時間当たり800円のサポート料に対し、区が300円を上乗せすることで、協力会員が活動しやすい環境を整備します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
23	(12) 妊婦健康診査 巻末ボックス表3	妊婦健康診査	妊婦に対して健康診査を実施しています。	45	2,377人が初回の妊婦健診を受診し、延べ24,822人が2回目以降の妊婦健診を受診しました。	当初計画どおり	引き続き、医療機関に委託して、妊婦健康診査を実施し、都外医療機関で受診した妊婦健診の一部助成及び、令和3年度より開始した多胎児妊婦の健診回数拡充を継続します。また、5年度に拡充した妊婦超音波検査の一部助成回数拡充につきましても、引き続き継続します。	健康推進課 地域保健係	

## 港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【基準日】令和7年3月31日

第3章		施策内容		基本方針	2 地域子ども・子育て支援事業の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
24	(13) 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業 卷末ボックス表 3	①私立幼稚園副 食費に係る補足 給付事業の拡充	多子世帯の経済的な負担を軽減する ことで、子育てしやすい環境を整備 するため、私立幼稚園の副食費に係 る補足給付事業の対象を第2子以降 の子どもまで拡大します。	46	副食費に係る補足給付事業の対象を 第2子以降の子どもまで拡大しまし た。	当初 計画 どおり	引き続き、多子世帯の経済的 負担軽減のための補足給付事 業を行っていきます。	教育長室 教育総務係	

第3章		施策内容		基本方針	3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
25	(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	①認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討【再掲】	区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。	47	就学前児童人口の今後の動向や、今後の認定こども園の需要見込み等を精査した上で、整備地域や、定員設定について検討を進めています。	当初計画どおり	引き続き、就学前人口の今後の動向や幼稚園、保育園等の入園の申込み状況等から今後の認定こども園の需要等を精査した上で、慎重に検討を進めます。	子ども政策課 子ども政策推進係	
26	(2) 教育・保育の推進体制	①保育園、幼稚園、小学校での交流・連携	子どもの育ちを支えるための情報を保育園、幼稚園から就学先となる小学校へ提供する等、相互理解を深めるために、保育園、幼稚園、小学校での交流・連携を強化します。	48	幼稚園は幼稚園指導要録の写し、保育園は保育園児童保育要録の写しを小学校へ送付し情報提供を行いました。 また、必要に応じて就学支援シート等を活用するなど、各関係諸機関との情報共有を行いました。 さらに、多くの小学校の学区域で、対面による幼児・児童の交流・連携を行いました。	当初計画どおり	引き続き、幼稚園児童指導要録の写し、保育園児童保育要録の写しを小学校へ送付し情報提供を行います。 また、必要に応じて就学支援シート等を活用するなど、各関係諸機関との情報共有を行います。 幼児・児童の交流活動や、保育・授業の参観、情報交換会などを工夫して実施し、交流・連携の強化を図ります。	教育人事企画課 子ども政策課 子ども施設指導係	
27	②保幼小合同研修会等の充実	幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催します。互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上及び、保育園、幼稚園、小学校が連携した就学前教育の取組をさらに推進します。	48	小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催し、幼児期の教育と小学校教育の指導内容や方法を学び合い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼児・児童理解を深め、幼児期の教育及び小学校入門期の教育の質の向上を図りました。	当初計画どおり	小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催し、引き続き、かけ橋期の教育の質の向上と、保育園・幼稚園・小学校の連携の充実を図ります。	教育人事企画課 子ども政策課 子ども施設指導係		

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
28	(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備	①（仮称）港区児童福祉審議会の設置【新規事業】	令和3（2021）年4月に児童福祉審議会を設置し、区が認可保育園の設置認可や事業停止命令、認可外保育施設に対する事業停止命令、里親の適格性の認定、虐待等を理由とする児童の施設の措置等（保護者の同意を得られない場合など）を行う際に、児童福祉、法律、医療、建築等の多岐にわたる専門的な見地から意見を伺うとともに、重大な児童虐待が発生した際の事例を検証します。	49	児童福祉審議会本会1回、保育部会3回、里親・子どもの権利擁護部会4回、臨時の部会である社会的養育推進計画策定部会3回の合計11回開催し、審議しました。保育部会では、私立保育所の計画承認等を審議し、里親・子どもの権利擁護部会では、里親の認定等や子どもの意見を尊重した対応を児童相談所が行えているかを確認するアドボケイトなど、子どもの権利擁護に取り組みました。	当初計画どおり	児童福祉審議会及び部会を適宜開催し、保育所の新規開設、里親の認定・登録の更新、子どもの権利擁護などを審議し、子どもの命と権利を守る取組を継続します。		子ども政策課 子ども政策推進係
29	②地域における子ども・子育て支援者の育成		一時預かり事業や子育て支援活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、派遣型一時保育事業等、区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域において多世代が子どもと子育てを支援する文化を醸成します。	49	令和6年度は「子育て支援員研修（地域保育コース）」を2回実施し、38人が修了しました。	当初計画どおり	一時預かり事業、港区派遣型一時保育事業及び育児サポート子むすびの活動に従事する保育者の確保を図ります。		子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
30	(2) 教育・保育等の質の確保	①保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】	日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。	50	ICT機器導入経費を補助するとともに、保育業務支援システムの機能拡充を行いました。また、保育体制の強化のため、保育の充実要員として保育士の業務を補助する者の雇用に係る補助を拡充しました。	当初計画以上	引き続き、新たに開設する私立認可保育園等における保育業務支援システムの導入を支援するとともに、保育に係る周辺業務を行う保育支援者等の活用を支援します。		保育課 運営支援係
		②乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進	保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回を通して保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。	50	探求活動を推進するため、職員向けワークショップを実施し、自園の具象的な実践に繋げました。また、子どもが英語に触れ合う機会の創出として、英語を使って様々な遊びを経験する英語で遊ぼう事業を実施しました。	当初計画以上	令和6年度に実施した英語で遊ぼう事業の対象を区立保育園15園に拡大実施します。子どもの人権に対する更なる意識向上と、不適切保育の未然防止のため、人権ファシリテーター育成研修を拡大します（対象者および実施方法）。また各保育施設に講師が派出され、各々の課題にあわせた研修を実施（アウトリーチ型研修）し、保育の質向上を支援します。		子ども政策課 子ども施設指導係
32		③給食を通じた食育の推進	子どもが集団の中で楽しく食事をすることで、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるように、食育を一層推進します。また、食物アレルギーや宗教に対する基礎知識や対応についても研修等を通して充実を図ります。	50	区立保育施設への巡回を通じた園への栄養・衛生・食育の指導、給食担当者への研修を行うことで、給食運営の推進に必要な情報を作成し、円滑な運営への支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、給食を通じた食育の推進に向けた取組を充実させるために、積極的な情報発信や研修の充実を図ります。		保育課 運営支援係
33		④指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上	認可保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対し、基準に基づく運営を遵守しているかを確認し、必要な指導・監督・監督を行うなど区内保育施設の保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。	50	認可保育施設の指導検査を83施設に実施、認可外保育施設及び居宅訪問型保育事業所（個人事業主を含む）の立入調査を170か所に実施し、指導検査基準に沿った運営、保育の確認及び指導を行いました。また、認可・認可外保育施設に加えて乳児院2件、乳幼児一時預かり事業5施設の指導検査を実施しました。	当初計画どおり	令和7年度も引き続き、保育の質の確保と安全な保育運営のため、認可保育園、認可外保育施設及び居宅訪問型保育事業（個人事業主を含む）、乳児院、乳幼児一時預かり事業への指導検査または立入調査を実施します。また、保育アドバイザー派遣事業についても、保育施設の持つ課題に対し早期に対応するため、本事業を継続します。		子ども政策課 子ども施設指導係
34	⑤保育従事職員の確保・定着の支援		私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るために、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舎借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。	50	私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るために、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舎借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。	当初計画どおり	引き続き、保育士等キャリアアップ補助事業を実施するとともに、保育士等宿舎借り上げ支援事業においては、より多くの職員が区内保育施設で安心して働き続けられる環境を整える支援を実施します。		保育課 運営支援係

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
35	(2) 教育・保育等の質の確保	⑥保育施設における外遊びの支援	園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供するほか、国公有地の取得などにより代替園庭としても利用可能な公園等を確保するなど、保育環境の充実に向け支援します。	50	園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供するほか、国公有地の取得などにより代替園庭としても利用可能な公園等を確保するなど、保育環境の充実に向け支援しました。	当初計画どおり	引き続き、園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供します。		保育課 運営支援係
36	⑦保育施設における安全確保の推進	災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよう避難訓練を実施するとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進するなど、施設の災害対応能力の向上を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動における安全体制の強化を支援します。	51	私立認可保育園等に対して防災備蓄物資の整備を支援するとともに、指導検査・訪問指導を通じて避難訓練の実施を推進しました。また、警察などの関係機関と連携し、区内25か所にキッズ・ゾーンを設定するとともに、園外活動における安全体制の強化を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、私立認可保育園等に対して防災備蓄物資の整備を支援するとともに、指導検査・訪問指導を通じた避難訓練の実施を推進します。各地区総合支所などと連携しキッズ・ゾーンを運用・管理するとともに、園外活動における安全体制の強化を支援します。		保育課 運営支援係	
37	⑧幼稚園における安全確保の推進	各幼稚園において、マニュアルを活用した防災訓練や防犯訓練を定期的に実施するなど、自然災害対策や防犯対策の強化、充実を図るとともに、警察などの関係機関と連携し、登降園時等における安全対策を推進します。また、私立幼稚園に対して、防犯カメラ設置などに係る経費を補助することで、私立幼稚園の安全対策を支援します。	51	各園の環境に応じて、様々な想定のもと、関係機関と連携して防災・防犯訓練を実施するなど、安全対策を推進しています。	当初計画どおり	引き続き教員への防災講習や幼児への防災教育の実施、防災訓練等を通じて、区立幼稚園の災害等対応能力の向上を図ります。		教育長室 教育総務係 学務課 学校計画担当	
38	(2) 教育・保育等の質の確保	⑨保育園保育料等の第2子以降無料の拡充	就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳児クラス以上の給食費についても、同様とします。	51	就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳児クラス以上の給食費についても、同様とします。	当初計画どおり	0歳児から2歳児までの保育料については、従前どおり世帯収入に応じて保育料を徴収していますが、東京都が令和7年9月から保育所等利用世帯負担軽減事業により、第1子の保育料等の無償化を行うことから、区においても当該事業を活用し、第1子の保育料等を無料とします。		保育課 保育支援係
39	⑩幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充	多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備を一層推進するため、私立幼稚園保育料や区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）等に対し実施している多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直し、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施します。	51	私立幼稚園保育料及び区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）に関する多子世帯への負担軽減について、年齢に関わらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施しました（令和2年度から実施）。	当初計画どおり	引き続き、多子世帯への経済的な負担軽減を実施します。		学務課 学事係	
40	⑪私立幼稚園への支援及び連携の充実	幼児教育充実のため、公私立幼稚園等が企画段階から連携して研修会を実施するなど、教育職員の資質向上に向けた連携を行うとともに、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣・運営経費に対する補助金の交付等により、私立幼稚園の運営を支援します。また、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るために、引き続き保育料及び入園料に対する補助金を交付します。	51	特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣・運営経費の補助により教員の資質向上を図るとともに、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るために、保育料及び入園料に対する補助金を交付しました。	当初計画どおり	私立幼稚園に対し、特別な配慮を要する児童に対する保育補助員配置に係る経費や、ICTの活用に係る経費の補助を新たに追加し、運営を支援します。		教育長室 教育総務係 教育人事企画課	
41	(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保	①学童クラブ事業の質の向上	「港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める職員数以上の有資格者（放課後児童支援員）を全学童クラブに配置するとともに、先進的なプログラムを積極的に取り入れるなど学童クラブ事業の質の向上を図ります。	52	各学童クラブの職員に対し、東京都で実施をしている放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を呼びかけ、放課後児童支援員の確保に努め、新たに66名が受講しました。都や他自治体等の先進的な取組等を各学童クラブに随時情報提供し、事業の質の向上を図りました。	当初計画どおり	引き続き、各学童クラブから放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募り、積極的な受講を促します。他自治体等の先進的な取組等を随時共有し、既存プログラムに取り入れるなど、事業の質の向上を図ります。		子ども若者支援課 子ども若者支援係

## 港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【基準日】令和7年3月31日

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
42	(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保	②区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進	区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり（放課GO→）を推進します。また、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など、条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。	52	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度までは放課GO→を中止し、代替事業として、緊急児童居場所づくり事業を実施してきましたが、令和4年4月からは放課GO→を再開し、児童に適切な学習・スポーツ・遊びを行える安心・安心な居場所を提供しました。令和4年4月に放課GO→クラブしばしまを開設しました。放課GO→みたに学童クラブ機能を付与し、令和6年4月に放課GO→クラブみたを開設しました。	当初計画以上	引き続き、区内19か所で放課GO→・放課GO→クラブを実施し、区立小学校内で安心・安心に活動できる放課後の居場所づくりを推進します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係	
43	③地域における児童の健全育成機能の強化		子ども中高生プラザ、児童館等は、幼稚期から中高生に至るまで長期にわたる児童の健全な成長を見守るとともに、乳幼児を持つ保護者への子育て支援など、地域における子ども・子育て支援の拠点として機能強化を図ります。	52	地域における子ども・子育て拠点として機能強化を図るため、子どもたちが楽しめる行事、質の高いプログラムの充実、見守りの強化など、学校、地域、家庭等と連携し児童の健全な育成を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、各施設の施設状況及び利用状況に応じた行事やイベント等を行い、地域における子ども・子育て支援の拠点としての場を提供します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
44	(4) 子育て家庭への支援	①子育て家庭に対する支援	妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的として交付している港区コミュニティバス無料乗車券の利用範囲を家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、子育て家庭の外出支援を強化します。	52	令和2年4月から妊産婦用の港区コミュニティバス無料乗車券で家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、家族のうち乗車券に記載された人が、1回の利用につき1人まで無料としています。令和5年4月からは、妊産婦用の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき、2人まで無料としています。また、令和5年4月から、妊産婦用の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき、2人まで無料としました。	当初計画どおり	引き続き、妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的とし、拡大した利用範囲で港区コミュニティバス無料乗車券を交付します。	子ども若者支援課 子ども給付係	
45		②多胎児の子育て家庭に対する支援の充実	双子、三つ子など多胎児の子育て家庭に対し、出産費用助成の増額、港区コミュニティバス無料乗車券の追加交付・派遣型一時保育・一時預かり事業における2人目以降の利用料金の無償化など支援を充実します。	52	出産費用助成においては、令和5年4月から限度額に対する加算額を、多胎の場合子どものうち一人を除いた子ども一人につき48万円に増額しました。コミュニティバス無料乗車券においては引き続き多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行しています。	当初計画どおり	出産費用助成及びコミュニティバス無料乗車券においては引き続き拡大した内容で支援を行っていきます。引き続き、派遣型一時保育及び一時預かり事業において、多胎児の2人目以降の利用料金を無償とします。	子ども若者支援課 子ども給付係 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係	
46		③保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭開放」、「保育園あそぼう」などの事業を実施します。	52	「保育園あそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を通して、在宅子育て家庭を対象に、遊びの場や交流の機会の提供を行い育児不安の解消を図りました。また、各区立保育園ホームページに「保育園あそぼう」年間予定表を掲載し、利用を呼びかけました。	当初計画どおり	「保育園あそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を通して、在宅子育て家庭を対象に、遊びの場や交流の機会の提供を行い育児不安の解消を図ります。また、各区立保育園ホームページに「保育園あそぼう」年間予定表を掲載し、利用を呼びかけます。	保育課 運営支援係	
47		④幼稚園における子育て支援事業の充実	幼稚園の運営にあたっては、地域における幼稚期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、園庭の開放や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。	52	令和7年度は各幼稚園で「未就園児の会」を合計419回実施しました。全園で園庭開放を実施し乳幼児の遊び場を設けることができました。また、未就園児の会には延べ2,681人が参加し、参加者同士の交流の場を作ることができました。	当初計画どおり	令和7年度も継続して「未就園児の会」運営に補助員を導入します。また、未就園児の会や園庭開放を通して、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。	学務課 学事係	

## 港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【基準日】令和7年3月31日

第3章		施策内容		基本方針	5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保				
項目番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
48	産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	①育児休業からの復帰後の入所支援の充実	育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、入所予約制度の定員を充実するとともに、保育コンシェルジュの活用など、情報提供や相談体制を強化することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。	54	育児休業明け入所予約について昨年度同様の定員で設定し、区民が安心して育児休業制度を利用できる環境を整えました。 保育コンシェルジュの出張説明会の場所をあつびー以外の子ども家庭支援センターとPokkelに拡充し、相談体制を強化しました。	当初計画どおり	保育コンシェルジュの出張説明会及び育児休業明け入所予約制度を引き続き実施します。	保育課 保育支援係	
49	②保育施設の1歳児定員の拡大	保育需要が特に多い1歳児を対象として、新設または開設後間もない私立認可保育園及び港区保育室の空きクラスを活用した1歳児の受け入れを行い、保育需要に柔軟に対応します。		54	待機児童が解消され、本事業の利用率が低下していたことや、空きクラスを確保できる私立認可保育園が減っており、事業を継続することが困難であったことを踏まえ、令和2年度末をもって事業を廃止しています。	廃止	—	保育課 運営支援係	



第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
56	(2)児童虐待防止対策等の充実	④いじめセーフティネットコミュニケーション事業の推進		「港区いじめ防止基本方針」に基づき、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制の下、区におけるいじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。	57	令和6年5月に港区いじめ問題対策連絡協議会を、令和6年6月、11月、令和7年2月に港区教育委員会いじめ問題対策会議を開催し、港区のいじめの現状から今後のいじめ対策について協議を行いました。	当初計画どおり	令和7年5月に港区いじめ問題対策連絡協議会を、令和7年7月、11月、令和8年2月に港区教育委員会いじめ問題対策会議を開催する予定です。	教育指導担当指導主事
57	⑤子ども家庭支援センターの相談体制の充実	子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応するため、保護者向けの「子育て相談ねっと」の実施等専門相談体制を強化します。令和3(2021)年4月に開設予定の(仮称)港区子ども家庭総合支援センターに併設する児童相談所や母子生活支援施設と連携して相談業務を行います。 多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。		57	子ども家庭総合支援センターが開設以降、専門相談ダイヤルの設置や家庭相談係と迅速な連携を行い相談体制の充実を図ってきました。 令和6年度の「おとなの子育て相談ねっと」は129件(延べやりとり509回)実施しました。 多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図っています。	当初計画どおり	引き続き児童相談所と連携し適切な支援につなげます。多様化する相談に適切に対応するため、専門相談ダイヤルや相談ねっと等専門相談体制の強化します。職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。	子ども家庭支援センター相談支援係	
58	⑥地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進	子どもの安全を守るため、地域住民が関心を持ち、虐待の未然防止や早期発見などについて意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布、キャンペーン、講演会などにより、啓発活動を推進します。		57	令和6年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間中、区民に向けた啓発活動を展開しました。具体的には、ワークショップの開催、区施設のライトアップ、デジタルサイネージの活用、街頭での呼びかけなど、多様な手法により児童虐待防止の重要性を広く発信しました。 また、キャンペーンの周知には「広報みなど」のほか、区有施設のデジタルサイネージ、子ども家庭支援部のX(旧Twitter)、みなど母子手帳アプリ、出産・子育て応援メール、メールマガジン「さらうど☆」など、複数の広報媒体を活用しました。	当初計画どおり	児童虐待防止に向けた啓発活動は、今後も継続的に実施します。東京タワーなど港区を象徴する施設を活用し、視認性と発信力の高い手法を通じて、児童虐待防止の重要性を広く訴えています。 また、大人も子どもも参加できる大規模なイベントを開催し、児童虐待防止のメッセージをより身近に感じられる機会を提供します。地域全体で子どもを守る意識を醸成するため、企業や団体とも連携しながら、継続的な啓発活動を推進していきます。	子ども家庭支援センター地域連携担当	
59	⑦子どもの権利条約の啓発	「子どもの権利条約」で定めている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について、啓発活動を実施し、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。 また、保育園や子ども中高生プラザ・児童館等の子どもの施設において、「全ての子どもが権利の主体である」ことを意識して子どもと接するよう、施設で従事する全ての職員の意識啓発を推進します。 子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実するとともに、子ども自身が悩みや心配事などを24時間相談できる「みなど子ども相談ねっと」等の子どもも自らが相談できる相談先や方法を周知します。また、必要に応じ臨床心理士などを派遣します。		57	「子どもの権利条約」および「みなど子ども相談ねっと」の認知度を把握するとともに、これらの内容について周知・啓発を図ることを目的として、令和6年10月に区立小・中学校に在籍する全児童・生徒を対象に調査を実施しました。	当初計画どおり	令和7年度は、10月から11月にかけて、区立小・中学校において「子どもの権利条約」の認知度調査を実施します。 また、啓発物の配布を通じてさらなる認知度向上を図ります。特に学年による認知度の差に対応するため、年齢や発達段階に応じた分かりやすい啓発資料を作成・配布する予定です。 加えて、ヤングケアラー支援については、人権分野の関係機関・部署と連携しながら広く普及を図り、「子どもの権利」についての意識啓発を一層推進していきます。	子ども家庭支援センター地域連携担当	
60	⑧要支援家庭等への支援の充実	養育支援訪問事業の実施のほか、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。		58	産後要支援母子ショートステイ事業は、要支援家庭を対象としたショートステイ事業の利用はありませんでした。 医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業は、グループ制の保護者支援プログラムCAREを年6回実施し、専門的スキルのある心理士が個別のCAREプログラムを108回、トラウマインフォームドケアに基づく心理面接等を延べ297回実施しました。	当初計画どおり	支援が必要な家庭に、医療機関等の関係機関と連携し、産後要支援母子ショートステイ事業や要支援家庭を対象としたショートステイ事業などの支援に適切につなげます。 また、子どもへの関わり方に悩んでいる保護者に対して、グループの連続講座や個別のCAREプログラム、トラウマインフォームドケアに基づく心理面接を実施します。個別対応が必要な保護者や保護者自身が虐待を受けてきた等で病理が重いケースに対して、専門的スキルのある心理士が、より専門性の高い個別対応を継続的に実施します。	子ども家庭支援センター相談支援係	

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
61	(3)社会的養護体制の充実	①里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】		58	里親制度の効果的な周知や広報活動を実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制を整備し、社会的養護が必要な子どもたちへの里親委託を推進します。	当初計画どおり	里親登録の拡大を継続的に行います。また、社会的養護の理解を深め養育家庭への委託を推進していきます。里親登録の拡大、委託を推進するにあたり、10月に開設予定の里親支援センターと連携を図りながら、相談支援体制をより充実させるとともに、里親を社会全体で支援する気運の向上のため、地域イベントへの出展等を行い、より一層制度の周知、理解促進に取り組みます。	児童相談課 児童福祉係	
62	②児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】		乳児院、児童養護施設等の社会的養護の施設への指置や里親への委託に当たっては、東京都や特別区児童相談所と広域で連携し、調整を図りながら、一人ひとりの児童のニーズに応じた支援を行います。また、社会的養護の施設や里親等で暮らす子どもたちの権利が擁護され安心して生活できるよう支援を行います。	58	アドボケイトを充実させ、聴き取った子どもたちの声に対するフィードバックや対応をより充実させていきます。施設入所児童だけではなく、一時保護の開始時から子どもの声を聞くことに重点をおき、児童相談所の専門職による意見聴取制度を活用しています。子どもが意見を言いやすい環境の設定、子どもの意見を反映したよりよい生活環境を、子どもとともにつくっています。	当初計画どおり	アドボケイトを充実させ、聴き取った子どもたちの声に対するフィードバックや対応をより充実させていきます。	児童相談課 児童福祉係	
63	③家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】		様々な事情で施設や里親のもとで生活する子どもたちが早期に家庭復帰できるよう児童と家庭への援助を行うとともに、地域ぐるみでの支援体制を構築します。	58	保護者をはじめ、施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、保護者、関係機関と協力して支援体制を築いています。	当初計画どおり	施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、関係機関とともに支援体制を整えます。	児童相談課 児童福祉係	
64	④区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】【再掲】		令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。	58	令和3年4月に開設した区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護しています。令和6年度は、「メゾン・ド・あじさい」に2世帯が新たに入所しました。また、危険性の高い2世帯は区外の施設に入所しました。	当初計画どおり	引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」等において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護します。また、関係機関との協力により、民間住宅への転宅を含め自立に向けて各サービス（事業）が利用できるよう支援します。	子ども家庭支援センター 家庭相談係	
65	⑤社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】		区内の乳児院、母子生活支援施設等の適正な運営を確保するため、設置認可等の手続を適正に行うとともに、指導・監督等を徹底します。また、区内における児童養護施設、自立援助ホーム等の施設の必要性について調査、検討を行います。	58	区内乳児院2施設に対し指導検査を実施し、適正な運営、養護が行われているか確認しました。また、社会的養護の充実のため、都区関係自治体との協定に基づく広域的な入所枠の確保、連携を継続するとともに、区内における家庭養育を更に推進し、引き続き里親登録の拡大のため、区民への制度紹介を積極的に行いました。	当初計画どおり	引き続き区内乳児院2施設に対し指導検査を実施予定です。また、社会的養護の充実のため、都区関係自治体との協定に基づく広域的な入所枠の確保、連携を継続するとともに、区内における家庭養育を更に推進し、引き続き里親登録の拡大等の取組を積極的に行います。	児童相談課 児童福祉係 子ども政策課 子ども政策推進係	
66	⑥施設退所後等の自立を支援【新規事業】		児童養護施設や里親のもとで生活する児童の自立について、地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、関係機関が連携し、安心して相談できる機関と場所を設けるなど支援体制を整えます。	59	施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行っています。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、保護者やおこさんが孤立しないよう、身近な関係機関とともに支援体制を整えています。	当初計画どおり	施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行っています。進学や就職をはじめ、児童の自立に対する意識向上や不安の解消につなげています。また、区内に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、保護者や児童が孤立しないよう、身近な関係機関とともに支援体制を整えています。	児童相談課 児童福祉係	

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
67	(4)ひとり親家庭支援の充実	①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】	離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。	59	離婚を考えている親等を対象に、養育費保証利用料や裁判外紛争解決手続（ADR）利用料の一部を助成しています。また、親子交流の機会づくりを支援しています。	当初計画どおり	養育費保証サービス利用助成、裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成、親子交流コーディネート事業の利用を促進するため、離婚講座等の機会を活用して事業の周知を図ります。また、令和7年度から新たに、公正証書等作成費用助成制度も開始し、養育費の確保支援を更に推進します。		子ども家庭支援センター 家庭相談係
68	(5)障害児施策の充実	①医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実【新規事業】	医療的ケア児・重症心身障害児の放課後や長期休業中に、個々の児童の状況に応じた発達支援を行うために、区立障害保健福祉センター内のスペースを活用して、新たに放課後等ティーサービスを実施し、身体を使った遊びや創作活動等を行い、安全・安心な活動拠点の充実を図ります。	59	令和3年4月から、定員を20名に拡大し、医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした放課後等ティーサービス事業を障害保健福祉センター内にて実施しました。また、希望する方に対して利用時間を午後4時から午後6時までとしています。	当初計画どおり	引き続き、活動時間終了時刻を午後6時までに拡大し、医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした放課後等ティーサービス事業を実施します。また、令和7年度から、長期休業期間の放デイで朝の延長利用を開始します。		障害者福祉課 障害者施設係
69	②障害児保育の充実	医師や臨床心理士などの専門家による巡回指導や保育士研修を定期的に実施します。また、必要に応じて、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関からの助言を受けるなど、保育部門等の関係機関との連携を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害児保育の充実を推進します。区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスを設置し、集団保育を行います。	59	医師、臨床心理士、言語聴覚士、及び作業療法士による巡回指導を職種毎に年間1～3回程度、また、区内保育施設の保育士を対象とした研修を年2回実施しました。必要に応じて児童発達支援センターや医療機関等との連携を図るとともに、児童の状況に応じて、入園申請時及び保育園からの申請時に、児童の状況に応じた支援に必要な職員配置の認定を行いました。区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスにて、集団保育を継続しています。	当初計画どおり	引き続き、医師、臨床心理士、言語聴覚士、及び作業療法士による巡回指導や、公私立保育園保育士研修を実施し障害所保育の質の向上を図ります。また、必要に応じて児童発達支援センターや医療機関等との連携を図るとともに、児童の状況に応じて、入園申請時及び保育園からの申請時に、児童の状況に応じた支援に必要な職員配置の認定を行います。区立元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスにて、集団保育を行います。		子ども政策課 障害児支援担当	
70	③幼稚園における特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とする幼児に対して、専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーが公私立幼稚園を訪問し、児童の観察等を通して、教員・保護者への指導・助言を行います。また、区立幼稚園における介助員の配置や障害児を受け入れる私立幼稚園に対する経費の補助を行うことで、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法の充実を図ります。	60	区立幼稚園各園には、特別支援アドバイザーが年間5回訪問を行い、教員・保護者への指導・助言を行いました。	当初計画どおり	私立幼稚園に対し、特別な配慮を要する幼児に対する保育補助員配置に係る経費の補助を新たに実施します。区立幼稚園には引き続き、特別支援アドバイザーが年間5回訪問し、教員・保護者への指導助言を行います。介助員については、業務委託によって専門性の高い人材を安定的に配置し、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法のさらなる充実を図ります。		教育長室 教育総務係 学務課 学校計画担当 教育人事企画課	
71	④障害のある子どもが児童館などで快適に過ごせる体制の整備	障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のパリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。	60	全37施設を対象に障害児協議会を開催し、支援を必要とする児童に対して支援員を配置しました。また、医師やカウンセラーによる年2回の巡回指導を行い、障害のある児童への支援等の職員研修を実施しました。	当初計画どおり	医師やカウンセラーによる巡回指導を実施するとともに、障害のある児童への支援等に関する職員研修を実施し、指導員の専門知識や対応力の向上を図ります。また、適切に職員の配置をし、障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせる体制を整えます。		子ども若者支援課 子ども若者支援係	
72	⑤児童発達支援センターにおける支援体制の充実	令和2（2020）年4月に開設した区立児童発達支援センターでは、就学前の児童を対象として、児童発達支援センターへ通う日々通所の定員を拡充するとともに、保育園との併用通所や、外出が難しい児童に対し居宅に訪問して療育を実施します。学齢児に対しては、放課後等ティーサービスを行うなど、障害児の個別の発達段階や特性に応じた効果的な療育の充実を図ります。	60	令和2年4月に児童発達支援センターを開設し、こども療育事業を移管しました。児童発達支援センターは、地域療育の中核機能を強化した施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）及び児童福祉法のサービス内である障害児通所支援事業を実施し、障害児やその家族を支援しています。	当初計画どおり	民間事業所や保育所、学童クラブ等との連携強化による地域の障害者支援の更なる底上げ、引き続きの課題であるインテーク（初回面談）までの待機期間短縮の取組など、地域の中核的な療育支援施設としての機能拡充に向けて、指定管理者と連携協力して取り組みます。		障害者福祉課 障害者施設係	

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
73	(5)障害児施策の充実	⑥総合的な相談支援窓口の充実	児童発達支援センターでは、地域療育の中核施設として、保護者からの児童の成長発達に関する相談を受けるとともに、幼稚園・保育園・学校等の障害児が日常利用している施設や、保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関の相互の連絡調整を行い、障害児やその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう支援します。また、成人後も切れ目なく、サービス提供できるよう障害者総合相談支援センター機能と連携し、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら、相談支援体制を強化します。	60	令和2年4月に児童発達支援センターを開設し、こども療育事業を移管しました。児童発達支援センターは、地域療育の中核機能を強化した施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）及び児童福祉法のサービス内である障害通所支援事業を実施し、障害児やその家族を支援しています。また、総合相談の一環として、児童の状況に合わせて、支援員、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別支援や小集団による支援を行っています。	当初計画どおり	引き続き、児童発達支援センターにおいて、地域療育の中核機能を強化した施設として、総合相談及び障害児通所支援事業を実施します。また、アウトリーチ型の「出張親子サロン事業（はつたつのひろば）」の開催場所を1か所増やして5か所開催とし、5支所での展開をします。また、障害児にしても、放課後等デイサービスなどを通じて、障害児の個々の特性に応じた療育を提供します。	障害者福祉課 障害者支援係	
74	⑦医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場の充実		医療的ケア児・重症心身障害児の日中活動の場として区立児童発達支援センターにおいて重症心身障害児通所事業を実施しています。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減します。今後も、サービス提供や利用の状況を精査し、区民ニーズに合ったサービスとして更なる充実を図ります。	60	区立児童発達支援センターの「重症心身障害児通所事業」の枠組みとしては令和3年度末に事業終了としましたが、主として肢体不自由児のクラスにおいて、重症心身障害児・医療的ケア児が利用の体制を整備し、医療的ケア児6名が通園事業（週5日・週2日）を利用しました。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減する「在宅レスパイント」事業を実施し、延べ812件（31人）の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区立児童発達支援センターの主として肢体不自由児クラスにおいて、重症心身障害児・医療的ケア児が利用できる体制を整備するとともに、在宅レスパイント等事業の利用可能事業所を増やし、利用可能上限時間を年間144時間から288時間に拡充することで、利用しやすい体制の整備を図ります。	障害者福祉課 障害者給付係 障害者支援係	
75	⑧特別支援教育の推進		特別支援学校・特別支援学級・通常の学級などの就学先を決定するため、区立児童発達支援センター等と連携し、幼少期からの就学相談をさらに充実していきます。現在、区立小学校に在籍する児童1人に対し校内で医療的ケアを行うために、看護師（臨時職員）を配置しています。医療的ケアが必要な児童・児童・生徒の通園・通学に関して、看護師の配置等、その子どもの状況に応じた支援策を検討します。また、区立小・中学校の特別支援学級では、児童・生徒一人ひとりの障害の種類やその程度、発達の状況を踏まえた、多様な教育を充実していきます。さらに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、学習支援員の配置や特別支援教室設置の充実を図ります。また、幼稚園・小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、組織的に取り組む体制を整備します。	60	区立小中学校の特別支援教室の利用や学習支援員の配置について、東京都の改訂ガイドラインに則り、児童・生徒一人ひとりの渉外の種類や程度、発達の状況に応じ、原則の指導期間において、効果的かつ細かな教育が実施できるようにしています。さらに、全ての地区に設置した特別支援学級において、質の高い教育を行うことができるよう、教員研修の充実や学級間交流の推進を行っています。	当初計画どおり	特別支援学級における自立活動の充実、企業等と連携した職場見学や職業体験の実施を図るため、企業との連携強化を図っています。また、児童・生徒のみならず、保護者へ就労についての理解を促すため、保護者説明会を実施してきます。さらに、保護者のニーズに合った「みんなとCafeひだまり」プログラムを計8回実施していきます。	教育指導担当指導主事	

## 港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【基準日】令和7年3月31日

第3章		施策内容		基本方針	7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
76	(1) 父親の子育てへの参加の推進	①父親の子育てへの参加の環境づくり	父親が孤立することなく育児に参加できるよう、父親同士のネットワークづくりを支援します。また、「父親手帳」に掲載する情報の充実を図ります。	61	ホームページでの「父親手帳」の公開などを通じて、父親の子育て参加の推進、父親同士のネットワークづくりを支援しています。また、「父親手帳」の情報の一部をみなど保健所が実施する両親学級を通じて伝えところで、父親の子育て参加の環境づくりにつなげています。	当初計画どおり	引き続き、ホームページでの公開などを通じて、父親の子育て参加の推進に取り組みます。		子ども家庭支援センター 家庭相談係
77	(2) 事業所への支援等	②育児・介護休業制度・子の看護休暇制度の普及促進	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用に向けて啓発を通して働きかけます。	61	区内中小企業あてにワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集チラシと仕事と家庭の両立支援事業チラシを送付し、周知しました。また、広報紙への掲載や区ホームページで継続的に周知しました。仕事と家庭の両立支援事業では、子育て支援奨励金11社、配偶者出産休暇制度奨励金6社、男性の子育て支援奨励金16社、男性の介護支援奨励金2社の計35社に交付しました。	当初計画どおり	男女平等参画センターで行う企業向け講座にて周知するなど、各種制度の情報提供を図りながら、制度活用に向けた啓発を行います。		人権・男女平等参画担当
78	(2) 事業所への支援等	①ワーク・ライフ・バランスの推進	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジンなどで紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。また、中小企業経営者、人事担当者等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、企業の積極的な取組を支援します。	62	港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業は、新規認定が10社ありました。（認定企業数：70社）男女平等参画センター主催の港区ワーク・ライフ・バランス講演会に参加して、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の周知をするとともに、男女平等参画情報誌「オアシス特集号」でも新規認定企業の紹介をしました。	当初計画どおり	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の案内の送付数をこれまでの1,200社から、2,000社に増やして周知します。港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業サポート融資を制定するとともに、中小企業人材確保支援事業補助金の補助率の上限額を引き上げます。男女平等参画センターでは、企業向け出前講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスについての企業の積極的な取組を支援します。		産業振興課 経営支援係 人権・男女平等参画担当
79	(2) 事業所への支援等	②仕事と家庭の両立支援事業の実施	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。併せて、男性の子育てや介護への参加促進を支援するため、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。	62	子育て支援奨励金を11社、配偶者出産休暇制度奨励金を6社、男性の子育て支援奨励金を16社、男性の介護支援奨励金を2社に交付しました。	当初計画どおり	男女平等参画センターにて行う企業向け講座にて周知するなど、積極的に制度の周知を行うとともに、奨励金の交付を通して、中小企業における仕事と家庭の両立を支援します。		人権・男女平等参画担当
80	(2) 事業所への支援等	③労働基準法等 関係法令、各種制度の周知	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、周知を図ります。	62	男女平等参画センターで労働基準法等に関する主催講座・企業向け出前講座を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、労働基準法等やワーク・ライフ・バランスに関する制度等について、リーフレットや講座を通して周知します。		人権・男女平等参画担当
81	(2) 事業所への支援等	④企業・事業者向け講座・講演会の開催	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や事業主向けの講座・講演会を、ハローワーク等と連携を図りながら効果的に開催します。	62	産業振興センターとハローワーク品川と東京しごと財団と就職面接会（9回）、就労支援セミナー（5回）、女性のための再就職セミナー（3回）を行いました。男女平等参画センターによる「港区ワーク・ライフ・バランス講演会」の開催に加え、女性の起業支援や女性限定のソーシャルキャリアに関する講座を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、ハローワーク品川、東京しごと財団、男女平等参画センターと連携を図りながら、企業・事業者向けの講座や講演会等を効果的に開催します。		産業振興課 経営支援係 人権・男女平等参画担当

第3章		施策内容		基本方針	7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備				
項目番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
82	(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組	①港区職員子育て支援プログラム	職員を雇用する事業主として、港区職員の子育て支援に関するプログラムに基づき、行政側から率先して、仕事と子育ての両立支援等に向けた取組を推進します。	62	職員の意識、職場風土の醸成により、職層を問わず育児休業の取得者が増加しています。係長級の育児休業取得者については、令和元年度の6人に対して、令和5年度は15人へと増加しており、キャリアがいかなる段階にあっても安心して育児休業を取得できる職場づくりに取り組んでいます。	当初計画どおり	令和7年4月から、部分休業期間を補完するための子育て部分休暇の導入や、育児時間、子の看護休暇の拡充を予定しています。また、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、令和7年10月から、部分休業に新たな形態を追加することを予定しています。	人事課人事係 人事課労務担当	

第3章		施策内容		基本方針	8 放課後対策の総合的な推進				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
83	新・放課後子ども総合プランに基づく取組等 巻末ボックス表4	(1) 学童クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量【再掲】	施設改善や新規開設により、学童クラブ定員の確保、充実を図ります。	64	令和2年7月に放課GO→クラブたかなかわだいを開設しました。 令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 令和4年11月に放課GO→学童クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。 令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ（定員40人）を開設しました。	当初計画以上	令和7年4月に、桂坂学童クラブの定員を30名増加します（定員230名）。 引き続き、区内37か所で学童クラブ事業を実施するとともに、令和8年度に向け、放課GO→学童クラブあかさかの定員拡大並びに放課GO→学童クラブしばはまの活動場所の変更及び定員拡大に向け、準備を進めていきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
84	(2) 放課GO→クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量	学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。		64	令和2年7月に放課GO→クラブたかなかわだい、令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブ（定員40人）を開設しました。	当初計画以上	引き続き、専用室の確保など条件が整った小学校にて、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
85	(3) 放課GO→の令和6(2024)年度までの整備計画	専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→の実施を検討します。		64	令和4年4月に放課GO→しばはまを開設し、全ての区立小学校で放課GO→を実施しています。	当初計画どおり	引き続き全ての区立小学校で放課GO→を実施します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習振興係	
86	(4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動しています。		65	放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動できるよう、活動場所や活動プログラム等を工夫して取り組んでいます。	当初計画どおり	引き続き、児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童の一体的な活動を推進します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習振興係	
87	(5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策	児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくりのため、小学校と連携・協力し、区立小学校内に専用の活動場所として放課GO→室及び放課GO→クラブ室を設け、さらには、学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等も利用し活動しています。		65	小学校と連携・協力し、区立小学校内に放課GO→クラブ室を設置しています。また、放課後の空き教室、校庭、体育館等も利用し活動しています。	当初計画どおり	引き続き、小学校と連携・協力し、専用室のほか、空き教室の利用についても調整していきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習振興係	
88	(6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	子ども・子育て支援に関する府内の検討組織である港区子育て支援推進会議等において、教育委員会事務局、子ども家庭支援部及び各地区総合支所が連携して学童クラブ及び放課GO→の実施校拡大を検討するとともに、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組んでいます。		65	教育委員会事務局、子ども家庭支援部、各地区総合支所が連携し、学童クラブ・放課GO→実施校拡大について検討し、令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。	当初計画どおり	引き続き、関係課で連携し放課GO→のクラブ化について検討し、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組みます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習振興係	
89	(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生ブレーザー、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実とともに、職員研修を実施します。		65	全37施設を対象に障害児協議会を開催し、支援を必要とする児童に対して支援員を配置しました。また、医師やカウンセラーによる年2回の巡回指導を行い、障害のある児童への支援等の職員研修を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、医師やカウンセラーによる巡回指導を行い、指導員の専門知識の向上を図ります。また、適切に職員の配置をし、障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせる体制を整えます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
90	(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組	平成27(2015)年度の子ども・子育て新制度の実施に伴い、学童クラブ事業の平日の開所時間を午前8時30分から午前8時に前倒し、午後6時30分から午後7時に延長しました。		65	平成27年度以降、継続して実施しています。 開所時間 平日：放課後～午後7時 長期休業中の平日：午前8時～午後7時 土曜日：午前8時～午後5時	当初計画どおり	継続して実施します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
91	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	①公園の整備	公園は区民の休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、子どもの遊びや環境学習、さらに高齢者の健康づくりの場、緑の拠点、また、災害時の地域集合場所や防災活動拠点等、公園に求められる役割や区民ニーズは年々多様化してきています。計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進めます。	66	令和6年度には、開発により明舟公園が新設され、新浜公園が再整備されました。どちらの公園も計画段階で意見交換会を実施し、区民意見を反映して整備しています。	当初計画どおり	令和7年度は、高輪公園や三河台公園の再整備において、区民意見を反映した基本設計を実施します。また、9月には、再開発事業で整備された我善坊横川省三記念公園が供用開始予定です。		土木課 土木計画係 (各地区総合支所まちづくり課)
92		②児童遊園の整備	地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集え、和める魅力ある児童遊園を整備します。また、業務・商業系の地域に立地しているなど、子どもの遊び空間として隔たりがある場所では、利用実態を踏まえた施設整備を検討します。	67	六本木三丁目児童遊園の再整備工事を令和5年度～令和6年度に実施し、完了しました。西麻布児童遊園の再整備工事を令和6年度～令和8年度で実施しています。	当初計画どおり	六本木三丁目児童遊園を令和7年4月に供用開始予定です。西麻布二丁目児童遊園の再整備工事を実施します。芝五丁目児童遊園は、区民意見を反映した設計内容に基づき再整備工事を実施します。		土木課 土木計画係 (各地区総合支所まちづくり課)
93		③プレーパークの推進	子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、のびのびと思い切り遊べるよう、場所と機会を提供とともに、遊びを通して子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進しています。	67	道具や廃材、自然素材を使い、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくように実施しています。令和6年度は、有栖川宮記念公園4回、高輪森の公園171回、港塚公園40回、港南三丁目遊び場25回実施しました。	当初計画どおり	令和7年度は、有栖川宮記念公園4回、高輪森の公園177回、港塚公園40回、港南三丁目遊び場28回実施予定です。		土木課 土木計画係 (各地区総合支所まちづくり課)
94		④学校施設開放による子どもの遊び場の充実	子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として、区立小学校の校庭及び体育館を、子どもの身近で安全な遊び場として開放します。	67	各小学校と開放日について調整を行い、学校教育に支障のない範囲で開放しています。	当初計画どおり	引き続き、校庭・体育館等の開放を行い、子どもの身近で安全な遊び場を確保します。		生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係
95		⑤快適な公衆・公園トイレの整備	公衆トイレや公園トイレを計画的に整備します。トイレの新設・建替え時には、高齢者・障害者も安心して使えるバリアフリー対応の「誰でもトイレ」を設置すると共に、子ども連れの方の利用にも配慮しベビーベッド・ベビーチェア等を備え、誰もが安全で快適に利用できるトイレの整備を進めます。	67	令和5年4月に策定した「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針に基づいて、六本木三丁目公衆便所を整備しました。個室のトイレを基本とし、ベビーベッド・ベビーチェアを備え、IoTを活用したトイレ機器を導入することで、利用に応じた清掃頻度や不具合をいち早く対応できるトイレとなっています。	当初計画どおり	令和7年度は、児童遊園の整備に合わせて西麻布二丁目児童遊園トイレの改修、「進めよう！おもてなし公衆トイレ」整備方針に基づいて、芝園橋際公衆便所の実施設計を予定しています。		土木課 土木計画係 (各地区総合支所まちづくり課)
96		⑥保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援	子どもたちは、自然とのふれあいを通して命の大切さを理解し、自然や生きものを大切にする心を育みます。子どもたちが、地域の環境資源である公園や水辺、校庭など身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより、生物多様性の大切さを効果的に学ぶことができる場所の整備や適切な維持管理に向けて、都心に生息する生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣します。	67	生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣し、ビオトープに関する指導助言を5施設5回、子ども向け観察会を6施設7回、みんな生きもの調査隊出前授業を10校30組実施しました。	当初計画どおり	引き続き各施設のビオトープの質の向上を目指しながら、環境学習でのビオトープの利活用を推進し、観察会・勉強会の充実を図ります。		環境課 緑化推進担当

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
97	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	⑦産後母子ケア事業の推進	産後ケア（産褥期における母体のケア、育児支援、交流等の社会支援）を行うことで、母性の醸成、ストレス軽減、育児の主体性が高まるところです。みなと保健所において、母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊娠婦の相談に応じます。また、生後4か月未満の児とその母親が宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。	67	産後ケア事業であるHelloママサロン（生後1～2か月の対象）うさちゃんくらぶ（生後2～3か月対象）のんびりサロン（生後3～4か月の対象）をそれぞれ実施しており、全48回開催で1213組延べ2461人が参加されました。また、ママの健康相談（訪問）は37件実施しました。妊娠全員面接（プレママ応援事業）は、面接やオンライン面接により2370件の相談を受けました。また、関係機関との切れ目のない支援ができるよう連携を図るため、保健師、助産師会、出産医療機関の他産後ケア施設の宿泊型ショートステイ事業及びデイサービス及び乳房ケア事業を運営している施設も参加したネットワーク会議を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、みなと保健所において、母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊娠婦の相談に応じます。母子で宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。令和7年度からは、利用者数増加に伴い、産後ケア事業の施設の増加及び対象月齢の拡大を行っていきます。	健康推進課 地域保健係	
98	(2) 青少年の健全育成のための支援	①インターネットの適正利用の啓発	成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全・適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を充実する等、インターネットの有効的な活用に向けた取組を推進していきます。	68	港区青少年対策地区委員会が推薦した「東京都青少年健全育成協力員」の協力の下、不健全図書の陳列方法等の調査を行い、関係施設等へ周知しました。7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、区ホームページでインターネットの適切な利用について啓発活動を行いました。	当初計画どおり	港区青少年対策地区委員会が推薦した「東京都青少年健全育成協力員」の協力の下、不健全図書の調査を行い関係施設等へ周知を図ります。機会を捉え、広報誌等でインターネットの適正利用の対策に向けた啓発を行います。	子ども若者支援課 子ども若者支援係	
99	②自主的・創造的な活動の支援	青少年の健全育成を図るため、各地区青少年対策地区委員会における、地域特性に応じた自主的・創造的な活動を支援します。また、中学校生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援します。これらの活動を通じ、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進します。	68	青少年対策地区委員会に活動補助金の交付や情報提供、共有の場を設ける等の支援を行いました。これにより、中学校生徒が主体的に実施する防災訓練を支援し、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進しています。	当初計画どおり	区立中学校区ごとに設置される青少年対策地区委員会の活動に補助金を交付し、各地区における地域特性に応じた青少年育成事業の支援をします。また、地区委員会会長会等で、区や各地区の情報提供、情報共有を行います。	子ども若者支援課 子ども若者支援係		
100	③リーダー育成の支援	豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。	68	豊かな知識経験を有する地域の人材である青少年対策地区委員会が、キャンプや防災訓練等の青少年健全育成活動を実施できるよう、区はその経費の一部を助成することで、青少年対策地区委員会の活動を支援しています。これにより、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援しています。	当初計画どおり	引き続き、青少年対策地区委員会の活動を支援し、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。	子ども若者支援課 子ども若者支援係		
101	(3) 地域における子ども・子育て支援の取組	①よちよち子育て交流会【赤坂地区地域事業】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士などの専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て支援員」などの地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。	68	地域の人材を活用し、親子で楽しめるプログラムを提供して交流を促進しました。開催にあたっては、事前申し込み制により参加人数を制限して実施しました。	当初計画どおり	実施回数は年42回を予定しています。赤坂地区：30回実施（土曜日開催4回を含む）青山地区：12回実施	赤坂地区総合支所区民課 保健福祉係	

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
102	(3) 地域における子ども・子育て支援の取組	赤坂地区は、地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人や文化人、地域貢献活動が活発な企業などの地域人材等が豊富な地区です。こうした地域の人材と子どもたちを結びつけるため、地域ぐるみの子育ての仕組みを整備します。 ②赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業【赤坂地区地域事業】	赤坂地区は、地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人や文化人、地域貢献活動が活発な企業などの地域人材等が豊富な地区です。こうした地域の人材と子どもたちを結びつけるため、地域ぐるみの子育ての仕組みを整備します。 ②赤坂・青山子ども中高生共育（ともいく）事業【赤坂地区地域事業】	68	文化講座については、『ルイ・ヴィトンで夢と冒險にあふれる素敵な旅を体験しよう！』、『ほんものに見える料理をつくろう！食品サンプルづくり体験講座！』、『自分で作ったキャンドルでクリスマスをもっと楽しもう！はじめてのキャンドルづくり体験講座』、『赤坂伝統の咸臨太鼓を体験しよう！赤坂芸者衆と親子で咸臨太鼓教室』、『香り×自由研究』香りを通して日本の四季を感じよう！親子でルームディフューザーづくり体験講座』、『紅色サコッシュづくり体験講座』の計6講座を実施しました。また、スポーツ講座については、『サンロッカーズ渋谷 サンロッカーズガールズとLet'sリズムダンス講座』、『上手な身体の使い方を学ぼう！東京サンゴリアスSBCコーチによる走り方教室&ラグビ一体験』の2講座を実施しました。	当初計画どおり	地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人を講師に迎える等、地域資源をより効率的に活用します。また、親子で参加できる講座を実施し、多世代交流の機会を設ける等、講座内容を工夫します。		赤坂地区総合支所協働推進課 協働推進係
103	③たかなわ子どもカレッジ【高輪地区地域事業】	地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。 事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。	地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。 事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。	69	「子ども教育支援教室」事業を167回開室し、計3,322名の参加がありました。	当初計画どおり	高輪地区内の3大学との連携をより一層強化し、子ども教育支援教室事業の拡充に取り組みます。各大学の専門性を活かして、対面やリモートにより児童と学生の交流を持ちながら、活動を展開します。		高輪地区総合支所管理課 管理係
104	(3) 地域における子ども・子育て支援の取組	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。 地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。 また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。 地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。 また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。	69	助産師や管理栄養士等の専門的な知識を有する講師による、ミニ講座や情報交換を通じて、身近な地域で保護者の友達づくりや交流の場を提供し、育児不安の軽減と保護者自身の育児力を高めました。	当初計画どおり	令和7年度は、新たに季節毎に合わせた講座を開始するなど新たな内容の講座を予定しています。また、事業の周知するため、ショート動画を複数本数作成します。講座の紹介や具体的な内容を含めた15分ほどの動画を作成した昨年度と違いを持たせ、より見えていただける動画を目指します。 令和8年度は事業の拡大を予定しているため、来年度に向けた準備に取り組んでいきます。		高輪地区総合支所区民課 保健福祉係
105	⑤子育てあんしんプロジェクト【芝浦港南地区地域事業】	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。 また、子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育ての力の向上を支援します。 さらに、よりきめ細かで利用者の満足度が高い事業をめざし、大学や地域の医療機関等とも連携を図りながら、地域特性や様々な子育てのニーズに対応していきます。	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。 また、子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育ての力の向上を支援します。 さらに、よりきめ細かで利用者の満足度が高い事業をめざし、大学や地域の医療機関等とも連携を図りながら、地域特性や様々な子育てのニーズに対応していきます。	69	芝浦港南地区管内の施設を利用し、延べ99回の育児相談を実施しました。 保護者同士のネットワークづくりのきっかけとなるかるかもくらぶは、毎月2回参加のコースを計画、年間24回実施し、交流の拡大に努めました。気軽に相談できる場であることから、リピーターとなる参加者も増加しています。	当初計画どおり	令和7年度も多くの家族が参加しやすいうように土曜日開催を実施し、子育ての不安や悩みを専門チーム（保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士）で対応し、ミニ講座を開催し、子育ての不安解消、育児力の向上を図ります。地域で安心して子育てができるよう、継続して事業実施します。		芝浦港南地区総合支所区民課 保健福祉係

第3章		施策内容		基本方針	10 子どもの未来を応援する施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課・係	
106	(1) 教育・学習の支援	①生活困窮世帯への学習支援	家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が充分に定着していない児童・生徒や学習等での課題を抱えている児童・生徒に対し、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言・教育及び就労に関する支援を行います。また、高校生に対しては、中退防止のための相談・支援を行います。	70	生活困窮世帯の中学生に対し区内8カ所、高校生は区内2カ所で、学習支援事業を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、学習の支援だけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援等を通じて、将来の自立に向けたきめ細かな支援を行っていきます。	生活福祉調整課 自立支援担当	
107	(2) 生活環境の安定の支援	①高校生不登校への支援【新規事業】	不登校について、これまで支援の少なかった高校生へも支援の対象を広げ、子どもを身近で支える保護者を対象に、不登校の現状や家庭での接し方などを理解し、相談・支援機関の情報に接することができる機会を設けるための理解促進事業を実施します。なお、引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置するほか、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、学校教育相談体制を充実し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図るとともに、適応指導教室（つばさ教室）での指導・相談や、教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。	71	スクールカウンセラーを各小・中学校に週1日以上配置しました。令和6年度の配置の延べ日数は1212日でした。 スクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣しました。令和6年度の派遣件数は44件（30分を1件とします）でした。 適応指導教室（つばさ教室）では、児童・生徒の状況に応じた相談・指導・支援を実施しました。また、学校との連絡会、保護者会を学期に1回開催しました。 教育センターでは、来所及び電話での教育相談を実施しました。令和6年度は、来所相談が3395件、電話教育相談が199件、オンライン教育相談が41件でした。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置し、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を行います。また、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。 適応指導教室での指導・相談や、相談窓口を周知して教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。	教育指導担当指導主事	
108	②子育て家庭の生活や社会参加の支援	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥るとのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。	71	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することで、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することで、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行います。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係		
109	③相談体制の整備	小学校及び中学校では、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行います。また、生活困窮者自立相談支援窓口である、港区生活・就労支援センター事業を通じて、子どもが高校や大学等への進学後も就業や生活についての支援を行い、社会的自立まで切れ目のない支援体制を構築します。	71	年に3回、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを年間44件（1単位30分）派遣しました。 また、生活困窮者の抱える課題に対応するため、港区生活・就労支援センターにおいて自立支援相談を実施し、一人ひとりの支援計画を作成するとともに、住居確保給付金、就労支援や家計相談、子どもの学習相談などのサービスを提供しました。	当初計画どおり	引き続き、年に3回、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。 さらに、港区生活・就労支援センターにおいて、子どものいる世帯及び子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供などを行います。 港区生活・就労支援センターの相談者は、外国人、若年層等、多様化がみられより個別の状況に応じた支援が必要となっています。引き続き、一人ひとりの困難の状況に寄り添った丁寧な相談を行います。	教育指導担当 (生活福祉調整課自立支援担当)		
110	(3) 経済的安定の支援	①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】【再掲】	離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。	71	離婚を考えている親等を対象に、養育費保証利用料や裁判外紛争解決手続（ADR）利用料の一部を助成しています。また、親子交流の機会づくりを支援しています。	当初計画どおり	養育費保証サービス利用助成、裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成、親子交流コーディネート事業の利用を促進するため、離婚講座等の機会を活用して事業の周知を図ります。 また、令和7年度から新たに、公正証書等作成費用助成制度も開始し、養育費の確保支援を更に推進します。	子ども家庭支援センター 家庭相談係	
111	②教育にかかる経済的支援の充実	教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行います。	72	教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行いました。 学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を貸し付けております。令和6年度は、計26名に貸付を行いました。	当初計画どおり	引き続き、教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行います。 また、令和7年度より貸付型奨学金の所得制限撤廃・返還免除制度の要件を一部緩和しております。	学務課 学校運営支援係 教育長室 教育総務係		

第3章		施策内容		基本方針	10 子どもの未来を応援する施策の充実				
項目番号	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定		担当課・係
112	(3) 経済的安定の支援	③保護者に対する就労支援	就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。	72	ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練に対し、給付金を支給しています。また、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を支給し、職業訓練中ににおける生活の負担軽減を図っています。	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金等の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。		子ども家庭支援センター 家庭相談係
113	(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	①子どもの未来応援施策の普及・啓発	孤食解消と保護者支援事業や学習ボランティア養成講座等を通じて区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材を確保し、育成します。	72	子ども食堂運営者向けの研修を行うことで、人材の育成を図りました。学習支援事業における学習ボランティアの参加を通じて区民等に対し、子どもの未来応援施策への理解を促進しました。	当初計画どおり	令和6年度に引き続き、子ども食堂とイベントを共催で実施するとともに、子ども食堂ネットワークへの登録者数の拡大により、人材の確保と育成を行います。また、利用者及び支援者にとって、必要な情報を分かりやすく提供するため、ホームページ掲載情報を見直しました。引き続き、学習支援事業における学習ボランティアの参加を通じて区民等に対し、子どもの未来応援施策への理解を促進します。		子ども若者支援課 子ども若者支援係 生活福祉調整課 自立支援担当
114		②地域における子どもの未来を応援するネットワークの確立	普及・啓発活動を通じて育成した人材や企業、NPO、大学等と連携・協力し、それぞれの強みを生かして役割分担を行うことにより、地域における子どもの未来を応援するネットワークを確立します。	72	港区子ども食堂ネットワークにおいて、子ども食堂含む子どもの未来を応援したい個人や団体と連携し、食材の寄付等を実施しています。	当初計画どおり	各ネットワーク会員の活動内容を生かし、子ども食堂実施団体と支援希望団体（企業・NPO）を積極的に繋ぎ、子どもや保護者への支援を拡大します。		子ども若者支援課 子ども若者支援係
115		③子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	72	子ども食堂運営者向けの研修により情報交換の場を設けました。港区子ども食堂ネットワーク会員やみなりサイクル清掃事務所と連携し、食材等の提供を行うことで、子ども食堂の安定的な運営を支援しました。	当初計画どおり	地域で支える子育て世帯の食事応援事業をとおして、地域の飲食店を子ども食堂化させる取り組みの周知を行います。また、新たに子ども食堂を開始したい事業者に向けて、子ども食堂の立上げや運営に必要なノウハウについて個別相談を実施します。		子ども若者支援課 子ども若者支援係

港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【巻末ボックス表1】

1 教育・保育施設等の充実

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者）P28 【教育長室】

<計画>

(人)

幼児教育		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		1号	2号 (幼児 教育)										
① 見 込 み	認定別			2,555	615	2,457	613	2,319	601	2,281	593	2,311	601
	合計				3,170		3,070		2,920		2,874		2,912
② 確 保 策	特定教育・保 育施設	1,706											3,613
	私学助成 幼稚園		1,907										
	過不足（②-①）				443		543		693		739		701
	箇所数		28箇所										

<実績入力>

(人)

幼児教育		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		1号	2号 (幼児 教育)										
① 利 用 者 数	認定別			2,882	270	2,427	381	2,311	434	2,091	385	1,587	514
	合計				3,152		2,808		2,745		2,476		2,101
② 確 保 策	特定教育・保 育施設	1,706											3,643
	私学助成幼稚園		1,907										
	過不足（②-①）				456		835		899		1,167		1,542
	箇所数		28箇所										

現況（R7年3月末時点）

区内公私立幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。引き続き、利用者の需要を見込んで適切に確保策を講じていきます。

港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【巻末ボックス表2】

1 教育・保育施設等の充実

(2) 保育 (2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定) P31

【子ども政策課・保育課】

<計画>		(人)					
保育 (2号認定(幼稚教育 以外))	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	
①見込み		3,983	4,065	4,082	4,116	4,266	
② 確 保 策	合計	3,970	4,246	4,605	4,810	4,967	5,049
	特定教育・保 育施設	2,921	3,189	3,430	3,589	3,848	3,953
	特定地域型保 育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	1,049	1,057	1,175	1,221	1,119	1,096
	過不足 (②-①)		263	540	728	851	783

<実績入力>							
保育 (2号認定(幼稚教育 以外))	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人)
①利用者数			3,572	3,605	4,115	4,214	4,455
② 確 保 策	合計	3,970	4,246	4,510	4,599	4,587	4,466
	特定教育・保 育施設	2,921	3,189	3,425	3,557	3,729	3,752
	特定地域型保 育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	1,049	1,057	1,085	1,042	858	714
	過不足 (②-①)		674	905	484	373	11

現況 (R7年3月末時点)

3歳以上児の利用者数について、令和6年度は前年度より増加しましたが、区内保育施設の定員については、前年度に引き続き空きが生じている状況です。今後も保育需要の動向を注視しながら、保育定員の適切な管理に取り組んでいきます。

【量の見込みと確保策 (3号認定)】 【子ども政策課・保育課】

<計画>		(人)									
保育 (3号認定)	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		0歳	1・2歳								
② 確 保 策	①見込み			919	3,221	960	3,336	991	3,513	1,022	3,672
	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,071	3,718	1,093	3,774	1,114	3,850
	特定教育・保 育施設	630	1,959	724	2,251	745	2,315	765	2,381	801	2,507
	特定地域型保 育事業	51	251	51	251	51	251	53	257	53	257
	認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	295	1,231	275	1,180	275	1,152	275	1,136	260	1,086
	過不足 (②-①)			131	461	111	382	102	261	92	178

<実績入力>

保育 (3号認定)	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	現況 (R7年3月末時点)						
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳から2歳児までの利用者数						
② 確 保 策	①利用者数			645	2,711	554	2,650	646	2,919	536	2,703	904	1,400
	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,064	3,639	974	3,248	971	3,086	971	3,075
	特定教育・保 育施設	630	1,959	724	2,251	753	2,330	714	2,279	734	2,283	753	2,344
	特定地域型保 育事業	51	251	51	251	51	251	65	158	63	138	66	135
	認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	295	1,231	275	1,180	260	1,058	195	811	174	665	152	596
	過不足 (②-①)			405	971	510	989	328	329	435	383	67	1,675

【箇所数】 【子ども政策課】

<計画>		(箇所)					
保育施設 等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	
合計	117	126	130	134	138	143	
特定教育・保 育施設	66	76	80	83	88	93	
特定地域型保 育事業	13	13	13	14	14	14	
認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	38	37	37	37	36	36	

<実績入力>							
保育施設 等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(箇所)
合計	117	126	131	128	128	128	128
特定教育・保 育施設	66	76	81	82	85	89	89
特定地域型保 育事業	13	13	13	11	10	10	10
認可外保育施 設 (保育室・認 証・保育サ ポート)	38	37	37	35	33	29	29

現況 (R7年3月末時点)

保育施設の定員に空きが生じている現況を踏まえ、新たな大規模開発に対しては、認可保育園位置の要請を行っていません。引き続き、保育需要の動向を見極めながら、保育施設位置の要請については、慎重に判断します。

港区子ども・子育て支援事業計画事業実施状況調査票

【巻末ボックス表3】

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業 P34 【子ども家庭支援センター】

＜計画＞

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(箇所)
①見込み	基本型・特 定型		7	7	7	7	7	
	母子保健型		1	1	1	1	1	
②確保策	基本型・特 定型	7	7	7	7	7	7	
	母子保健型	1	1	1	1	1	1	
過不足 (②-①)	基本型・特 定型		0	0	0	0	0	
	母子保健型		0	0	0	0	0	

(2) 時間外保育事業（延長保育事業） P35 【保育課】

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人)
①見込み			1,218	1,254	1,288	1,322	1,370	
② 確保策	合計	1,229	1,432	1,494	1,538	1,579	1,616	
	特定教育 保育施設	808	1,041	1,090	1,127	1,193	1,234	
	特定地域型 保育事業	44	30	30	32	32	32	
	認可外 保育施設	377	361	374	379	354	350	
	過不足 (②-①)		214	240	250	257	246	
箇所数	117箇所	126箇所	130箇所	134箇所	138箇所	143箇所		

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業） P36 【子ども若者支援課】

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人)
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494	
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519	
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768	
	高学年	650	695	662	694	700	751	
	過不足 (②-①)		220	170	160	25	25	
箇所数	35箇所	35箇所	36箇所	37箇所	37箇所	37箇所		

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） P37 【子ども家庭支援センター】

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人日／年)
①見込み			1,919	1,927	1,929	1,930	1,954	
②確保策	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550		
過不足 (②-①)		2,631	2,623	2,621	2,620	2,596		
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所		

＜実績入力＞

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(箇所)
①見込み	基本型・特 定型		7	7	7	7	7	7
	母子保健型		1	1	1	1	1	1
②確保策	基本型・特 定型	7	7	7	7	7	7	7
	母子保健型	1	1	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	基本型・特 定型		0	0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0	0	

現況 (R 7年3月末時点)

子育てや子どもの成長・発達に関する悩みや不安に寄り添う相談事業として、来年度以降も継続して実施します。利用者一人一人のニーズを的確に把握し、情報の集約・提供および相談対応を通じて、教育・保育施設や子育て支援事業等の利用につなげる支援を行います。

＜実績入力＞

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人)
①利用者数			1,196	1,053	1,042	1,001	1,041	
② 確保策	合計	1,229	1,347	1,444	1,323	1,297	1,616	
	特定教育 保育施設	808	925	1,022	983	1,012	1,234	
	特定地域型 保育事業	44	45	45	33	30	32	
	認可外 保育施設	377	377	377	307	255	350	
	過不足 (②-①)		151	391	281	296	575	
箇所数	117箇所	126箇所	131箇所	128箇所	128箇所	128箇所	128	

現況 (R 7年3月末時点)

令和6年度の利用者数は昨年度とほぼ同様の人数となっています。

認可保育園全園で延長保育を行っているほか、地域型保育施設及び認可外保育施設での確保状況も増加しています。

＜実績入力＞

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人)
①入会児童数			2,949	3,047	3,097	3,226	3,333	
② 確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,480	3,520	
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,780	2,800	
	高学年	650	695	662	694	700	720	
	過不足 (②-①)		360	262	372	254	187	
	箇所数	35箇所	36箇所	36箇所	36箇所	36箇所	37箇所	

現況 (R 7年3月末時点)

全体としては入会児童数を上回る定員を確保していますが、申込者数は定員を上回る状況にあります。特定のクラブに需要が集中しているなど、偏りがみられるため、今後は地域ごとの需要と供給のバランスを精査し、必要な対策を講じていきます。

＜実績入力＞

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	(人日／年)
①実利用者数			1,586	1,573	1,662	2,798	2,344	
②確保策	4,550	4,550	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	
過不足 (②-①)		2,964	3,707	3,618	2,482	2,936		
箇所数	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	

現況 (R 7年3月末時点)

施設によって利用希望が重なり、利用者が希望する日の予約が取れない状況が発生しました。来年度以降は、定員枠の見直し等も含め効率的・効率的な運営を検討し、利用希望に添った事業運営を実施していきます。

## (5) 乳幼児家庭全戸訪問事業 P 38 【健康推進課】

&lt;計画&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①見込み			2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
②確保策	実施数		2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
	実施体制	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名
	実施機関	みなど保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

(回)

&lt;実績入力&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①訪問数			1,512	1,659	1,634	2,062	2,134
②確保策	実施数		2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
	実施体制	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名
	実施機関	みなど保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足 (②-①)			1,449	1,363	1,421	1,020	999

現況 (R 7年3月末時点)

令和6年度の0歳児人口が計画時の予測値を下回る見込みです。

一方、訪問数の実績は前年度よりも約100件近く増加していることから、適切に事業が実施できていると判断します。引き続き事業の促進に努めています。

## (6) 養育支援訪問事業 P 39 【子ども家庭支援センター】

&lt;計画&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①見込み	登録世帯		18世帯	19世帯	19世帯	20世帯	20世帯
	派遣回数		208	214	221	227	233
②確保策	派遣回数	202	208	214	221	227	233
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

(人)

&lt;実績入力&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①利用数	登録世帯		10世帯	5世帯	8世帯	7世帯	7
	派遣回数		167	103	108	108	137
②確保策	派遣回数	202	208	214	221	227	233
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足 (②-①)			41	111	113	119	96

現況 (R 7年3月末時点)

令和6年4月に児童福祉法が改正されたことで「養育支援訪問事業」が専門的な相談支援に特化したものになり、従来の「養育訪問支援事業」は家事・養育に係る援助や子育てに関する情報の提供、その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」に名称を変更しました。

## (7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） P 40 【子ども家庭支援センター】

&lt;計画&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①見込み		299,155	301,579	309,789	319,865	329,102	
②確保策	342,845	347,426	367,426	367,426	367,426	367,426	
過不足 (②-①)		48,271	65,847	57,637	47,561	38,324	
箇所数	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	

(人回/年)

&lt;実績入力&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①実利用者数		95,531	157,133	185,808	214,290	237,338	
②確保策	342,845	347,426	367,426	367,426	367,426	367,426	
過不足 (②-①)		251,895	207,332	181,618	153,136	130,088	
箇所数	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	

現況 (R 7年3月末時点)

区内19か所で子育てひろば事業を実施し、親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行いました。

## (8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育） P 41 【教育長室】

&lt;計画&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①見込み		46,690	45,196	43,001	42,348	42,908	
②確保策	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403	
過不足 (②-①)		12,713	14,207	16,402	17,055	16,495	
箇所数	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	

(人日/年)

&lt;実績入力&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①利用者数		28,203	28,873	42,731	43,747	56,339	
②確保策	59,403	51,190	53,638	67,290	64,786	75,067	
過不足 (②-①)		22,987	24,765	24,559	21,039	18,728	
箇所数	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	

現況 (R 7年3月末時点)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用者数が減少している時期もありましたが、令和4年度以降、利用者数が増加しています。引き続き、保護者ニーズを捉え、幼稚園における子育ての支援策として、適切に確保策を講じています。

## (9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外） P 42 【子ども家庭支援センター】

&lt;計画&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①見込み		80,963	88,476	95,730	102,989	111,577	
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	
過不足 (②-①)		33,299	25,786	18,532	11,273	2,685	
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	

(人日/年)

&lt;実績入力&gt;

		R元年度 2019年度	R 2 年度 2020年度	R 3 年度 2021年度	R 4 年度 2022年度	R 5 年度 2023年度	R 6 年度 2024年度
①利用者数		48,675	56,271	41,219	42,314	55,235	
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	127,402	
過不足 (②-①)		65,587	57,991	73,043	71,948	72,167	
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	

現況 (R 7年3月末時点)

利用希望が集中し、予約が取りづらい時間帯がある一方で、曜日や時間帯によって予約枠が空いていることもあります。

来年度以降、定員枠の見直しや弾力的な運用なども検討し、利用者の需要に対応できる事業運営を実施していきます。

## (10) 病児・病後児保育事業 P43

## 【保育課】

(人日／年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		6,356	6,540	6,718	6,893	7,146
②確保策	6,482	6,804	6,804	7,290	7,776	7,776
過不足 (②-①)		448	264	572	883	630
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

## (11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) P44

&lt;計画&gt; (人日／年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

## (12) 妊婦健康診査 P45

## 【健康推進課】

&lt;計画&gt; (人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	交付 対象者数		3,286人	3,354人	3,391人	3,421人
	受診回数		33,977回	34,680回	35,062回	35,373回
②確保策	健診者数		3,286人	3,354人	3,391人	3,421人
	健診回数		33,977回	34,680回	35,062回	35,373回
実施場所						
都内契約医療機関						
実施体制						
医療機関に委託						
検査項目						
(初回)体重・血圧・尿検査・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹						
(2回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経腔超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST						
実施時期						
満23週まで 4週間に1回						
満24週～35週 2週間に1回						
満36週～分娩 週に1回						
過不足	健診者数		0人	0人	0人	0人
②-①	健診回数		0回	0回	0回	0回

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 P46

## 【教育長室】

&lt;計画&gt; (人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		504	504	504	504	504
②確保策	86	504	504	504	504	504
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

## &lt;実績入力&gt;

(人日／年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		1,772	3,548	3,670	4,233	4,665
②確保策	6,482	6,832	6,776	6,804	6,920	7,766
過不足 (②-①)		5,060	3,228	3,134	2,687	3,101
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所

現況 (R7年3月末時点)

令和7年1月に新たに定員8名の病児保育室を開設したことにより、病児保育の受け入れ体制が拡充され、利用可能人数が増加しました。これに伴い、利用者数も前年比で増加しています。

## 【子ども家庭支援センター】

## &lt;実績入力&gt;

(人日／年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用数		3,026	3,509	2,870	2,329	2,160
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
過不足 (②-①)		480	172	1,012	1734	2,023
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所

現況 (R7年3月末時点)

子育て支援員研修や他の子育て支援を実施する事業者とも連携し、協力会員の確保を図ります。令和7年4月から、1時間当たり800円のサポート料に対し、区が300円を上乗せすることで、協力会員の活動件数の増加を図ります。

## &lt;実績入力&gt;

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用数	交付 対象者数		2,903人	2,704人	2,616人	2,638人
	受診回数		29,733回	29,117回	27,577回	27,720回
②確保策	健診者数		3,286人	3,354人	3,391人	3,421人
	健診回数		33,977回	34,680回	35,062回	35,373回
実施場所						
都内契約医療機関						
実施体制						
医療機関に委託						
検査項目						
(初回)体重・血圧・尿検査・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹						
(2回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経腔超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST						
実施時期						
満23週まで 4週間に1回						
満24週～35週 2週間に1回						
満36週～分娩 週に1回						
過不足	健診者数		383人	650人	775人	783人
②-①	健診回数		4,244回	5,563回	7,485回	7,653回

現況 (R7年3月末時点)

健診者数及び健診回数については令和2年度から増加傾向にあります。次年度以降も、妊娠に係る経済的負担を軽減しながら、妊婦が安心して出産に臨めるよう支援していきます。

## &lt;実績入力&gt;

(人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用数		257	262	278	288	279
②確保策	86	502	442	225	288	279
過不足 (②-①)		245	180	-53	0	0
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所

現況 (R7年3月末時点)

低所得世帯及び第2子以降の多子世帯が増加し続けています。引き続き、利用者数の増加を見込んで適切に確保策を講じています。

## 【巻末ボックス表4】

## 8 放課後対策の総合的な推進

(1) 学童クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量【再掲】 【子ども若者支援課】

&lt;計画&gt; (人)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
②	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
確保策	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足(②-①)		220	170	160	25	25	
箇所数	35箇所	35箇所	36箇所	37箇所	37箇所	37箇所	

&lt;実績入力&gt; (人)

		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①入会児童数			2,949	3,047	3,097	3,226	3,333
②	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,480	3,520
確保策	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,780	2,800
	高学年	650	695	662	694	700	720
過不足(②-①)		360	262	372	254	187	
箇所数	35箇所	36箇所	36箇所	36箇所	36箇所	36箇所	37箇所

現況( R 7年3月末時点)

全体としては入会児童数を上回る定員を確保していますが、申込者数は定員を上回る状況にあります。特定のクラブに需要が集中しているなど、偏りがみられるため、今後は地域ごとの需要と供給のバランスを精査し、必要な対策を講じていきます。

(2) 放課後G→クラブの令和6(2024)年度に達成されるべき目標事業量P64

【子ども若者支援課】

&lt;計画&gt; (箇所)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
箇所数	15	16	16	17	17	17
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		(仮称)区立 芝浦第二		

&lt;実績入力&gt; (箇所)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
箇所数	15	16	16	17	17	18
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		区立芝浜		区立御田 (仮校舎)

現況( R 7年3月末時点)

放課後G→みたのクラブ化を3年前倒し、令和6年度に開設しました。

(3) 放課後G→の令和6(2024)年度までの整備計画P64

【生涯学習スポーツ振興課・子ども若者支援課】

&lt;計画&gt; (箇所)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
箇所数	17	18	18	19	19	19
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		(仮称)区立 芝浦第二		

&lt;実績入力&gt; (箇所)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
箇所数	17	18	18	19	19	19
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		区立芝浜		

現況( R 7年3月末時点)

全ての区立小学校で放課後G→の整備を実現しています。今後においても、区立小学校の整備計画等に合わせて遅滞なく放課後G→の整備を行います。

(1) 教育・学習の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R7年3月末時点)	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
1	生活保護事業 (教育扶助)	義務教育に伴って必要な教科書その他学用品、義務教育に伴って必要な通学用品、学校給食に必要な費用を金銭給付にて行います。	97	義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用を1,737件の支給をしました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	生活保護事業 (高等学校等就学扶助)	高等学校に進学する者を対象に、高校受験料、入学金をはじめとして、教材費、学用品費、通学のための最低限度の交通費を支給します。	97	高等学校等に進学する者を対象に、入学や通学に必要な費用を552件の支給をしました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	生活保護事業 (被服費)	被保護世帯にて出産があった場合に一時扶助として被服費を支給します。	97	出産があつたものを対象に、新生児のための被服費等の費用を1件支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	生活保護事業 (入学準備金)	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、服、かばん、靴等を購入するための入学準備金を支給します。	97	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、入学準備金を11人に支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
2	法外援護事業 (学童服及び運動衣)	4月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、5月に15,500円を支給します(ただし、小1、中1、高1は除きます)。	97	学童服・運動衣合わせて71人に支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	法外援護事業 (夏季健全育成費)	7月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、3,300円を支給します。	97	夏休みの野外活動等の参加費用として、夏季健全育成費を88人に支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	法外援護事業 (修学旅行支度金)	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、小学生4,300円、中高生8,500円を支給します。	97	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、修学旅行支度金を小学生1人、中学生・高校生8人に支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	法外援護事業 (入学支度金・就職支度金)	中学を卒業し、高校に入学する者、または4月末日までに継続的な就労に従事するか4月末日までに定職に就く見込みの者等に対して、5月に51,500円支給します。	97	入学支度金・就職支度金あわせて10人に支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
3	被保護者自立促進事業 (学習環境支援費)	自立支援の援助方針に基づき、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより、在宅での学習環境を整える必要が認められる中学生等に対して、中学3年生及び高校3年生は200,000円、高校1、2年生は150,000円、小学4年生から中学2年生は100,000円を年間の上限額として支給します。	98	被保護者自立促進事業のうち、学習環境整備支援費、大学等進学支援費として、36名に対し、2,918,550円を支給しました。	当初計画どおり	学習塾などへの通塾等の費用の上限額を、中学3年生及び高校3年生は300,000円に増額しました。	生活福祉調整課	自立支援担当
4	学習相談支援事業	子どものいる生活困窮世帯の保護者及び子どもに対し、学習や進学等に関する助言や情報提供を行います。	98	生活・就労支援センターで実施する、生活困窮に係る相談のなかで、子どものいる世帯の保護者及び子どもに対し、学習や進学等に関する助言や情報提供を行いました。	当初計画どおり	引き続き、子どものいる生活困窮世帯の保護者及び子どもに対し、個別の状況に応じ、丁寧に学習や進学等に関する助言や情報提供を行います。	生活福祉調整課	自立支援担当
5	学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学1・2年生及び高校生に対し、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として、無料学習支援を実施します。	98	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生146人及び高校生47人に対し、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として、無料学習支援を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、学習の支援だけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援等を通じて、将来の自立に向けたきめ細かな支援を行っています。	生活福祉調整課	自立支援担当
6	奨学資金貸付	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を高校生、大学生等に貸付します。	98	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を貸し付けております。令和6年度は、計26名に貸付を行いました。	当初計画どおり	令和7年度より貸付型奨学金の所得制限撤廃・返還免除制度の要件を一部緩和しております。	教育長室	教育総務係
7	私立幼稚園就園奨励費	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	98	令和元年10月の幼児・教育保育の無償化に伴い、事業廃止しました。	廃止	—	教育長室	教育総務係
8	私立幼稚園保護者補助金	保護者の負担を軽減し、保育料の公私較差の是正をするため、世帯の所得状況に応じた補助金を支給します。	98	世帯の所得状況に応じた補助金を支給し、保育料の公私較差の是正をするため世帯の所得状況に応じた補助金を支給しました。	当初計画どおり	引き続き、保護者の負担を軽減し、保育料の公私較差の是正を図ります。	教育長室	教育総務係

## (1) 教育・学習の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
9	朝鮮学校児童生徒保護者補助金	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給します。	98	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給しています。	当初計画どおり	引き続き、保護者の負担を軽減するため、対象者に補助金を支給します。	教育長室	教育総務係
10	港区小中学生海外派遣事業	夏季休業期間中に港区立小中学生を対象にオーストラリアへの海外派遣を実施します。	98	令和6年度は、小学生、中学生とともにオーストラリアの西オーストラリア州パース市で実施しました。	当初計画どおり	令和7年度は小学生はオーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市、中学生はオーストラリア連邦西オーストラリア州パース市で実施します。	教育人事企画課	先端教育担当
11	学習活動支援保護者負担軽減事業	保護者の負担軽減を図るため、補助・学習教材購入費、漢字・英語・数学検定料、校外学習見学・入場料の一部を公費負担します。	98	補助教材（小1,360円、中6,050円）の購入補助、学習材料（2,200円）の購入補助を実施するとともに、検定料受験補助（小1回、中3回）を行いました。令和5年度より検定料の補助の上限を撤廃しました。	当初計画どおり	補助教材（小1,360円、中6,050円）の購入補助、学習材料（2,240円）の購入補助を実施するとともに、検定料受験補助（小1回、中3回）を行います。	教育指導担当	指導主事
12	学力アップ特別講座	児童・生徒の学習習慣の確立及び学力向上のため区立小中学生を対象に学力アップ特別講座を実施します。（対象等：小学校5年生 土曜日、中学校1～3年生 長期休業期間）	98	小学校5年生を対象に、年間16回の学力アップ特別講座「みなど科学教室」を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、小学校5年生を対象に、年間16回の学力アップ特別講座「みなど科学教室」を実施します。	教育指導担当	指導主事
13	学生スクールボランティア事業	小学校4年生から6年生の学力に課題のある児童を対象に、学校の授業や放課後学習において担任の補佐役として学習の支援をします。	98	令和6年度は、小中学校において合計11名の学生スクールボランティアを任用し、一斉授業での学習支援や個別指導等の支援等をしました。	当初計画どおり	引き続き、近隣大学の学生を中心に学生を募集するとともに、任用後は各学校での学力向上につながる支援を行います。	教育指導担当	指導主事
14	学びの未来応援学習講座	経済的困難を抱える家庭の中学校3年生を対象に進路選択に資するため、学習講座を開催し基礎的学力の定着を図ります。	98	令和6年度から、経済的な事情に関わらず希望する中学生を対象として、学習講座を行う進路支援講座を開始したため、本事業を令和5年度末に廃止しました。	廃止	－	教育指導担当	指導主事

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
1	保健師活動	保健師は、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康である健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に活動しています。個別の支援活動：家庭訪問、窓口相談、電話相談等を行っています。健康診査等を通じての保健指導：乳幼児健康診査で健康相談を行っています。地域における活動：母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行っています。	99	家庭訪問、窓口相談、電話相談により、区民の抱える健康問題の解決、支援を行いました。 乳幼児健康診査や各種相談事業で健康相談を行うとともに、母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行いました。	当初計画どおり	引き続き、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康である健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的な支援を行います。	各地区総合支所区民課	保健福祉係
2	高輪ほつといきいき子育て支援事業	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。地域の身近な場所で保健師、助産師、栄養士等の専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の中で仲間作りや保護者同士の交流を促進し、保護者の持つ力を高めます。	99	助産師や管理栄養士等の専門的な知識を有する講師による、ミニ講座や情報交換を通じて、身近な地域で保護者の友達づくりや交流の場を提供し、育児不安の軽減と保護者自身の育児力を高めました。	当初計画どおり	令和7年度は、新たに季節毎に合わせた講座を開始するなど新たな内容の講座を予定しています。また、事業の周知するため、ショート動画を複数本制作します。講座の紹介や具体的な内容を含めた15分ほどの動画を作成した昨年度と違いを持たせ、より見ていただける動画を目指します。令和8年度は事業の拡大を予定しているため、来年度に向けた準備に取り組んでいきます。	区民課	高輪地区総合支所区民課保健福祉係
3	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアを図ります。	99	芝浦港南地区管内の施設を利用し、延べ99回の育児相談を実施しました。 保護者同士のネットワークづくりのきっかけとなる、かるがもくらぶは、毎月2回参加のコースを計画、年間24回実施し、交流の拡大に努めました。気軽に相談できる場であることから、リピーターとなる参加者も増大しています。	当初計画どおり	令和7年度も多くの家族が参加しやすいうように土曜日開催を実施し、子育ての不安や悩みを専門チーム（保健師、助産師、管理栄養士、臨床心理士）で対応し、ミニ講座を開催し、子育ての不安解消、育児力の向上を図ります。地域で安心して子育てができるよう、継続して事業実施します。	区民課	保健福祉係
4	民生委員・児童委員・保護司活動への支援	民生委員・児童委員に自主的な研修や子育て支援事業たんぽぽクラブに活動費や場所を提供します。保護司会による更生保護青少年相談事業への支援を行います。	99	民生委員・児童委員の子育て支援部会・児童福祉部会・主任児童委員部会において、子どもや子育てに関する研修を実施しました。また、民生委員・児童委員協議会による子育て支援事業たんぽぽクラブ及び保護司会による更生保護青少年相談を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員や保護司会への支援を行います。	保健福祉課	地域福祉支援係

(2) 生活環境の安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
5	コミュニティバス乗車券発行	高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成します。	100	令和2年4月から妊産婦用の港区コミュニティバス無料乗車券で家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、家族のうち乗車券に記載された人が、1回の利用につき1人まで無料としています。また、令和5年4月から、妊産婦用の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき、2人まで無料としました。	当初計画どおり	引き続き、妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的とし、港区コミュニティバス無料乗車券を交付します。	高齢者支援課 障害者福祉課 生活福祉調整課 子ども若者支援課	子ども給付係
6	障害者住宅	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料については、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	100	障害者住宅の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定しています。	当初計画どおり	障害者住宅の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	障害者福祉課	障害者施設係
7	こども療育事業 (こども療育バオ)	心身に障害のある、またはその傾向にある乳幼児・児童を対象に、通園、指導等の適切な療育を行うことにより、心身の豊かな成長を促し、日常生活に必要な能力を育成します。	100	令和2年4月に児童発達支援センターを開設し、こども療育事業を移管しました。児童発達支援センターは、中核機能を強化した施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）及び児童福祉法のサービス内である障害児通所支援事業を実施し、障害児やその家族を支援しています。	当初計画どおり	令和7年度は、民間事業所や保育所、学童クラブ等との連携強化による地域の障害者支援の更なる底上げ、引き続きの課題であるインテーク（初回面談）までの待機期間短縮の取組など、地域の中核的な療育支援施設としての機能拡充に向けて、指定管理者と連携・協力して取り組みます。また、アウトリーチ型の「出張・親子サロン」は令和7年度より開催場所を1か所増やして4か所で開催します。	障害者福祉課 障害者施設係 障害者支援係	
8	発達支援センター事業	生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害児・者、発達に支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。	100	区立障害保健福祉センター内の発達障害者支援室において、大人の発達障害の相談・居場所支援・家族会・講習会を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、区立障害保健福祉センター内の発達障害者支援室において、大人の発達障害の相談・居場所支援・家族会・講習会を実施し、生涯を通じて継続した支援を行います。また、発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親（ペアレンツメンター）による共感的な親支援を開始します。	障害者福祉課	障害者支援係
9	障害者虐待防止・養護者支援事業	障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るために、障害者本人や家族等からの相談を受けるとともに、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、障害者及びその家族が安心して生活できるような地域環境の整備を行います。また、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、障害者の保護者及び自立のための支援や養護者に対する支援を行います。	100	障害者の虐待相談ダイヤルや支援者からの相談に応じ、子ども家庭支援センター・児童相談所、各関係機関と連携を図り、虐待の相談者への支援や養護者に対する支援を実施しました。また、個別の相談事例に対し、個別支援会議へ参加し、関係機関で支援の方向性や方針を話し合い、地区担当者やサービス提供事業所と連携を図りました。	当初計画どおり	引き続き各関係機関と連携を図り、虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。引き続き、障害者の虐待相談ダイヤルや支援者からの相談に応じ、子ども家庭支援センター・児童相談所、各関係機関と連携を図り、虐待の相談者への支援や養護者に対する支援を実施します。また、各関係機関と連携を強化し、虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。	障害者福祉課	障害者相談支援担当

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
10	生活保護受給者等×	精神疾患等を有する生活保護受給者に対して、精神保健福祉士が様々な支援を実施します。	100	精神疾患等を有する生活保護受給者149名に対して、精神保健福祉士による支援を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、精神疾患等を有する生活保護受給者に対して、精神保健福祉士が様々な支援を実施します。	生活福祉調整課	自立支援担当
11	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮世帯に対して、失業等による経済的な問題と合わせ、生活上の悩み、家族の問題、健康上の悩みなどの課題を、相談支援員が寄り添いながら一緒に問題解決を図ります。	100	生活・就労支援センターにおいて、309名の相談を受け付けました。	当初計画どおり	引き続き、生活困窮世帯に対して、失業等による経済的な問題と合わせ、生活上の悩み、家族の問題、健康上の悩みなどの課題を、相談支援員が寄り添いながら一緒に問題解決を図ります。	生活福祉調整課	自立支援担当
12	家計改善支援事業	生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行います。	100	生活・就労支援センターにおいて生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行いました。	当初計画どおり	引き続き、生活・就労支援センターにおいて、生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行います。	生活福祉調整課	自立支援担当
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業（妊娠婦訪問事業を含む）	新産婦や新生児、乳幼児に対して、支所保健師や委託した助産師が家庭訪問し、乳児に発育状況や母親の健康状態の確認、栄養・生活環境の相談、子育て情報の提供等を実施します。	101	こんにちは赤ちゃん訪問について、2059件実施し、168件再訪問しました。ママの健康相談については、37件実施しました。妊娠訪問については、19件実施し、訪問数は増加しました。	当初計画どおり	引き続き妊娠届出時や母親学級・両親学級に加えて、妊娠全数面接（みなとプレママ応援事業）で対面によるこんにちは赤ちゃん訪問事業の周知と活用の勧奨を行うとともに、医療機関との連携により、訪問数の増加を目指します。出産・子育て応援事業の対象事業は令和7年度から妊娠のための支援給付事業となるため、周知を行います。	健康推進課	地域保健係
14	はじめての離乳食教室	5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方、子どもの成長に伴う食の考え方、保護者の健全な食生活のあり方等について調理実演、講義を交えた講習会を開催します。	101	5か月頃の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方、子どもの成長に伴う食の考え方、保護者の健全な食生活のあり方等講義形式で開催し366組が参加しました。	当初計画どおり	申し込み方法について、みなとコールでの電話申し込みに加えてオンラインでの申し込みを開始しています。	健康推進課	健康づくり係
15	育成医療	障害のある児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	101	3件の申請があり、3件を認定しました。	当初計画どおり	引き続き身体に障害のある児童に対して日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。	健康推進課	地域保健係
16	小児慢性特定疾病医療費助成	慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療法に関する研究などに資する医療の給付、その他の事業を行います。	101	令和6年度は88件の申請（保険変更等は含まず）がありました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に心疾患、膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成を行います。	健康推進課	地域保健係
17	精神保健福祉事業	こころの病気や精神的な問題を抱える人及び、その家族に対する相談・助言を行っています。 精神科医による相談：月4回 面接又は訪問による相談を実施しています（予約制） 保健師による相談：随時電話、面接等を実施しています。また必要に応じて、各地区総合支所の保健師による訪問を行っています。	101	こころの病気や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について家族からの相談対応しました。	当初計画どおり	毎月4～5回精神科医による相談を開催（うち8回は児童精神科医）し、必要な支援につなげます。また随時保健師による電話や面接相談を行い、継続相談が必要な場合は、各地区総合支所の地区担当保健師等と連携し支援します。	健康推進課	保健指導調整担当

(2) 生活環境の安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
18	乳幼児健康診査	乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健康を保持します。毎月健診日を定め健診を行い、必要な人にに対し経過観察児健診や専門医療機関の受診を勧奨します。また、育児不安の軽減や虐待防止のための育児相談を実施しています。発達障害児の早期発見・支援のため、スクリーニングを実施しています。	101	乳幼児健康診査の受診率は、3・4か月健康診査（医療機関）95.8%、1歳6か月児健康診査（内科健診を医療機関委託）89.4%、3歳児健康診査（直営平日の他、各月土曜日開催）84.9%でした。各健診にて必要者に経過観察児健診や医療機関の受診を勧奨しました。また、育児不安や虐待防止にむけた育児相談を実施し、併せて健診で発達障害のスクリーニングを行い、必要なサービスにつなげました。	当初計画どおり	引き続き、乳幼児健康診査を実施するとともに、特に3歳児健診の受診率の向上のため、午前中の健診と各月土曜日開催の試行を継続するなど、区民が受診しやすい工夫を継続して行います。1か月児健診、5歳児健診の令和8年度実施に向けて準備を進めます。	健康推進課	地域保健係
19	すこやかちゃんフツ素塗布事業 (乳幼児歯科健診)	年度内に満4・5・6歳の誕生日を迎える児童を対象に受診券を送付し、フツ素塗布・歯科健診・歯科保健指導を行います。	101	令和6年度は、1,790人が受診し、その内1,775人の希望者にフツ素塗布を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、4・5・6歳児の対象者に受診券を送付し、フツ素塗布・歯科健診・歯科保健指導を行います。	健康推進課	健康づくり係
20	妊婦健康診査	母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診券（妊婦健康診査14回、超音波健康診査2回）を交付します。また健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保健医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。	102	2,377人が初回の妊婦健診を受診し、延べ24,822人が2回目以降の妊婦健診を受診しました。	当初計画どおり	引き続き、医療機関に委託して、妊婦健康診査を実施し、都外医療機関で受診した妊婦健診の一部助成及び、令和3年度より開始した多胎児妊婦の健診回数拡充を継続します。	健康推進課	地域保健係
21	養育医療	未熟児は一般的な新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な費用を一部を助成することにより、経済的負担を減らし、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	102	57件の申請があり、57件を認定しました。	当初計画どおり	引き続き、未熟児で指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた乳児（1歳未満）に対し、入院医療費等の助成を行います。	健康推進課	地域保健係
22	療育給付	結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	102	令和6年度の申請はありませんでした。	当初計画どおり	引き続き、結核に罹って入院している児童に対して、専門の医療の給付と入院期間に必要な日用品、学用品の給付を行います。	健康推進課	地域保健係
23	新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診券を交付します。新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保健医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。	102	1,972人が受診しました。	当初計画どおり	引き続き、医療機関に委託して、新生児聴覚検査を実施し、都外医療機関で受診した新生児聴覚検査の一部助成も継続します。	健康推進課	地域保健係
24	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭において、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合にヘルパーを派遣します。	102	小学生以下の児童のいるひとり親家庭において、就労や一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合にホームヘルパー・ベビーシッターを派遣しました。	当初計画どおり	令和6年度の利用実績を踏まえ、ひとり親家庭の父または母への家事援助・育児援助サービスを実施します。また、令和7年度からは送迎に関する支援も開始し、より利用しやすいサービスを実施していきます。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
25	母子生活支援施設	配偶者がいない女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由で十分な養育が出来ない場合、居室の提供及び母子指導員による生活指導等を行います。	102	令和3年4月に開設した区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護しました。また、自立に向けて退所した母子を地域のサービス等につなげました。	当初計画どおり	引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けて支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
26	親子ふれあい助成事業	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できるようにすることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	102	利用実績や施策の目的を実現する手段として十分機能していない現状を踏まえ、令和2年度末をもって事業を廃止しました。	廃止	—	子ども家庭支援センター	家庭相談係

(2) 生活環境の安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R7年3月末時点)	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
27	家庭相談センター事業 (母子・父子福祉相談、女性相談)	母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母親・父親・寡婦を援助します。	102	相談員が自立に努める母子・父子家庭等のDV相談など困難な問題を抱える家庭の相談に対応し、配偶者からの暴力の相談、緊急時における安全の確保、自立生活促進のための情報提供や援助などを行いました。	当初計画どおり	配偶者からの暴力の相談、緊急時における安全の確保、自立生活促進のための情報提供や援助などを行います。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
28	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子及び女性等が適切な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を行います。	103	DV被害者等の母子や困難な問題を抱える単身女性の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、DV被害者等の母子や困難な問題を抱える単身女性の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護に取り組みます。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
29	児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ (学童クラブを含む)	児童の健全な育成を図るため、主として18歳未満の児童が自由に来館できる施設です。また、施設内に学童クラブが併設されています。	103	児童館・飯倉学童クラブ（5施設）、子ども中高生プラザ（6施設）、児童高齢者交流プラザ（1施設）において、児童が自由に過ごすほか、専任の指導員により、様々な行事や各種グループ活動を実施しています。 また、全ての施設内に学童クラブを併設しています。	当初計画どおり	引き続き、18歳未満の児童が自由に来館し、過ごせる場を提供していきます。 施設内学童クラブも運営を継続します。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
30	放課GO→クラブ・学童クラブ	放課後等に学校施設を活用し学習、スポーツ、遊びなどの活動を行います。また、学校施設や民間ビル等を活用し保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。	103	学校施設等を活用した放課GO→クラブ（18施設）、民間ビル等を活用した学童クラブ専門館（7施設）で、保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供しています。 令和5年3月末で三光学童クラブを廃止し、令和5年4月から神応学童クラブを開設しました。 令和6年4月に放課GO→みたに学童クラブを開設しました。	当初計画以上	引き続き学校施設や民間ビル等を活用した学童クラブ事業を実施します。	子ども若者支援課 生涯学習スポーツ振興課	子ども若者支援係 生涯学習係
31	子ども110番	子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報します。	103	区有施設等を含め、合計1,046軒が子ども110番協力者となりました。	当初計画どおり	引き続き、子ども110番協力者を募り、子どもの安全対策を行います。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
32	みなとキャンプ村	青少年対策地区委員会と区の共催で、夏休みにキャンプを行います。	103	青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験を通して、自主性、協調性及び創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場としてキャンプを実施します。	当初計画どおり	引き続き、青少年対策地区委員会等と協力し、安全安心なキャンプ実施に努めます。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
33	ひきこもり対策	東京都の「ひきこもりサポートネット事業」及び関係課と連携し、ひきこもり相談に対応します。また、保健所と共に、ひきこもりに関する「子ども・若者講演会」を開催します。	103	生活福祉調整課において、ひきこもり支援専用相談窓口を令和6年4月に開設しました。ひきこもりにお困りのひきこもり当事者やひきこもりのご家族の相談を、電話、メール、来所によって受け付けました。	当初計画どおり	令和7年6月に家族の居場所、家族教室を開始し、8月にひきこもり当事者の居場所（実会場、メタバースを活用した居場所）を開始します。	保健福祉課 子ども若者支援課	包括的支援推進担当 子ども若者支援係
34	障害児夏季休業日支援	保護者の就労等により家庭で保護を受けられない障害児を対象に、児童館等において、夏季休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供します。	103	港区在住または港区内中学校・高等学校に在籍する障害児を対象に、夏季休業日等に児童館等の児童施設において、利用時間を拡大して児童を受け入れました。	当初計画どおり	引き続き、夏季休業日等に児童館等の児童施設において、適切な遊び及び生活の場を提供していきます。	子ども若者支援課	子ども若者支援係

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
35	子どもの居場所づくりチャレンジ事業	各子ども中高生プラザ及び児童高齢者交流プラザにおいて、協働と参画により、それとの施設が従来の子どもの遊びと生活の場の提供から一步踏み出した事業を実施します。	103	令和元年度の事務事業評価で、子ども中高生プラザ等の本来業務との違いが分からぬ等の理由により指定管理業務と統合しました。	当初計画どおり	事業廃止	子ども若者支援課	子ども若者支援係
36	青少年問題協議会	青少年問題に対処するために設置された区長の付属機関として「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。	103	「港区青少年健全育成活動方針」を継承する計画の策定や、青少年を取り巻く課題の変化により、令和7年度に青少年問題協議会の廃止を決定したことから、令和6年度の会議は行わなかったため	未実施	事業廃止	子ども若者支援課	子ども若者支援係
37	青少年対策地区委員会活動支援	区立中学校区域ごとに設置され、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会の活動を支援します。	103	青少年対策地区委員会の活動を支援するための補助金を10地区全てに交付しました。	当初計画どおり	引き続き、補助金の交付により青少年対策地区委員会の活動を支援します。 港区平和都市宣言40周年の機運醸成事業については、令和7年度も引き続き補助対象とします。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
38	子ども会活動助成	港区子ども会連合会に加盟する子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。	103	子ども会に加盟している3団体と区との共催で、子ども会連合会統一事業を11月に開催しました。当月は、子ども会のほか4団体(消防少年団、御成門地区委員会、神明子ども中高生プラザ、放課GO→クラブおなりもん)に協力いただき、合計参加者は、187人でした。	当初計画どおり	引き続き、子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催していきます。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
39	保育園 (認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所を含む)	保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。	104	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育できる環境を整えました。	当初計画どおり	引き続き保育が必要な保護者が施設を利用できるよう取り組みます。	保育課	保育支援係
40	病児・病後児保育	乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、病児・病後児保育室において一時保育します。	104	令和7年1月に新たに定員8名の病児保育室を開設したことにより、病児保育の受け入れ体制が拡充され、利用可能人数が増加しました。これに伴い、利用者数も前年同期比で増加しています。また、受け入れができなかつた児童数は1,139人と、前年度から減少しています。	当初計画以上	保護者からのニーズや供給体制の状況を踏まえつつ、対象者の拡大や制度全体の改善に向けた検討を進めます。	保育課	保育支援係
41	一時保育	在宅で育児をしている方が、仕事、出産等やむを得ない場合またはリフレッシュしたいときなど、一時的に保育します。	104	緊急一時保育の利用者数が増加しており、それに伴い一時保育全体の利用者数も増加しています。	当初計画どおり	令和7年5月に新たに公立保育園において一時保育室の開設を予定しています。一時保育を実施する施設の増設等を検討し、受け入れ体制の強化を図っていきます。	保育課	保育支援係
42	在宅子育て家庭への支援	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。	104	令和6年度は園庭開放については131日実施し、保育園であそぼうは1,084人の参加がありました。交流事業を実施したことで、地域ぐるみで子どもと子育てを支援する体制を構築しました。	当初計画どおり	引き続き、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施し、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供します。	保育課	運営支援係

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
43	居宅訪問型保育事業 (障害児訪問事業)	医療的ケアが必要で傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である児童の居宅において、1対1の保育を行います。	104	令和6年度の利用者は1名となっています。	当初計画どおり	引き続き、医療的ケアが必要な児童が障害、疾病的程度に応じて安心して保育を受けることができるよう事業者に働きかけていきます。	保育課	運営支援係
44	子ども家庭支援センター事業	子どもと子育てに関する総合相談、子育て講座の開催、子育てサークル等の支援を行います。	104	令和6年度の専門相談への相談件数は、心理士相談が1,125件、保健師相談145件ありました。令和3年度から委託事業となった「親子ふれあいひろば」では、スタッフや子育て・まちづくり支援プロデューサーが中心となり、親子参加型のプログラムを毎日実施しました。	当初計画どおり	親子ふれあいひろばや親子ふれあいひろばの地域交流室（カフェ）を通じて、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
45	養育支援訪問事業	養育の支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行います。	104	養育支援訪問事業は101回実施し、子育て世帯訪問支援事業は7家庭、108回の利用がありました。うち、食事支援は11回利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	子ども家庭支援センター	相談支援係
46	要保護児童対策地域協議会事業	児童に関する地域の様々な関係機関が連携し、ネットワークを構築することで児童虐待の未然防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。また、児童虐待防止等の啓発活動を実施するなど、児童虐待対策を推進します。	104	関係機関との連携強化に向け、要保護児童対策地域協議会代表者会議を1回、実務者会議を1回、個別ケース会議を63件実施しました。子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業では、公立・私立認可保育園、公立・私立幼稚園、公立小中学校、児童館等の179か所を延べ326回訪問しました。令和6年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、区民向けの啓発活動を実施しました。ワークショップ、区設施のライトアップ、デジタルサイネージの活用、街頭での呼びかけなど、多様な手法により児童虐待防止の重要性を広く発信しました。	当初計画どおり	引き続き、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関の連携強化を図り、個別ケース検討会議をさらに充実させます。加えて、関係機関を訪問し、直接、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、早期に支援につなげることで虐待の未然防止を図ります。また、東京タワーなどを活用した啓発活動や、参加型イベントの開催を通じて、地域全体で子どもを守る意識の醸成を図ります。企業・団体との連携による継続的な取り組みも推進していきます。	子ども家庭支援センター	相談支援係 地域連携担当
47	ソーシャルワーク業務 (要保護児童等の相談、支援)	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行い、対応します。関係機関との情報共有や、子どもの面接、家庭訪問などにより、養育状況を把握し、必要な支援につなげます。また、要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラムを実施し、より専門的に支援します。	104	令和6年度新規相談受理件数は、1,607件あり、その内、被虐待相談件数は、627件でした。（虐待通告件数は742件）令和3年度から、虐待の相談・通告は受付後、児童相談所とともに、全ケースのリスク評価を実施し、対応機関を決定し、子どもの安全確認や調査を迅速に行ってています。医療機関と連携し、グループ制の子どもと大人の絆を深めるプログラムCAREを年6回実施したほか、専門的のスキルのある心理士が心理面接等を延べ407回実施し、より専門性の高い個別対応を継続的に実施しました。	当初計画どおり	引き続き、児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行っていいます。要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	相談支援係
48	子育てコーディネーター事業	区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	104	令和6年度は1,931件の相談があり、相談の多くは「育児・しつけ」「保健・健康」などに関わる内容でした。	当初計画どおり	引き続き、区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
49	子ども相談ねつと事業	区内在住の児童を対象に、スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って、困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、原則2、3日以内（遅くとも1週間以内）に回答します。	105	令和6年度の相談数は新規相談者数42人、やりとり回数132回、総登録者数287人でした。相談内容は「友達関係」「学校関係」が多く、学年別では中学生が中心となっています。	当初計画どおり	相談の回答では、やり取りを繰り返す中で子どもに寄り添い、悩みに共感し、いくつかのアドバイスを投げかけ、子ども自身で答えを探してもらえるよう、子ども達が悩みを乗り越えていく応援をしています。	子ども家庭支援センター	相談支援係
50	育児サポート事業（育児サポート子むすび）	0歳から小学6年生までの児童の育児支援が必要な人と育児の協力をする人をマッチングし、子育て支援をおこないます。	105	依頼会員は581人、提供会員は126人、活動件数は2,160件でした。	当初計画どおり	令和7年4月から、1時間当たり800円のサポート料に対し、区が300円を上乗せすることで、協力会員が活動しやすい環境を整備します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
51	子育てひろば・乳幼児一時預かり	地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場所を提供し、相互交流の促進や育児不安等に関する相談、援助を行います。また、理由を問わず乳幼児を一時的に預かります。	105	子育てひろばあっぷいの令和6年度のひろば利用者数は85,871人、乳幼児一時預かり利用者数は37,286人でした。	当初計画どおり	引き続き乳幼児一時預かり予約の簡便化を図るため、LINEによる予約を充実します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
52	みなど子育てサポートハウス事業	子育てひろば事業や一時預かり事業、様々な子育て講座、子育て関連情報の提供などを実施します。また、子育てを支援する人材を育成し、地域における子育て家庭の交流を支援します。	105	子育てひろば事業は17,915名、一時預かり事業は5,469名が利用しました。	当初計画どおり	引き続き、子育てひろば事業、一時預かり事業等の各事業を実施するほか、施設に親子が集まるカフェを併設します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
53	派遣型一時保育	保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合等に、児童の自宅等に保育者（子育て支援員）を派遣して保育を行います。	105	令和6年度は8,215件の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、子育て支援員を育成し、一時的に保育が必要となる保護者へ一時保育を提供します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
54	みなど子育て応援プラザ（Pokke）	さまざまな子育てに関するニーズに対応するため、子育てひろば事業や一時預かり事業の実施のほか、生後6か月から15歳（中学生3年生）までの子どもを夜間に預かるトワイライトステイ事業、生後10か月から15歳（中学校3年生）までの子どもを宿泊を伴い預かるショートステイ事業を実施します。また、特に支援が必要な要支援家庭を対象に、最長14日間のショートステイ事業を実施します。	105	子育てひろば事業は20,250名、一時預かり事業は4,876名が利用したほか、ショートステイ事業は442名、トワイライトステイ事業は1098日の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、子育てひろば事業、一時預かり事業等の各事業を実施していきます。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
55	みなど保育サポート事業	パートタイム、育児短時間勤務等、家庭における保育が困難となる児童を対象として、1日8時間以内で、1か月160時間を上限に必要な保育を実施します。	105	区内5か所で事業を実施しました。令和6年度の定期利用保育は延べ13,960人、スポット利用保育は延べ1,582人の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き利用者のニーズを踏まえながら、区内5か所で事業を実施します。また、児童の健やかな成長を支えるために、保育の質の向上に取り組みます。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
56	出産・子育て応援メール配信事業	区内在住の妊娠と家族、3歳未満の乳幼児の家族等を対象に、妊娠・出産・子育てに関する情報と区の情報を定期的にメールで配信します。	105	令和7年3月末時点の登録者数は、妊娠期が3,972件、出産後は6,535件、合計10,507件でした。	当初計画どおり	令和7年度から「やさしい日本語」、「父親向けメッセージ」の配信を実施します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
57	乳幼児ショートステイ事業	保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で、短期間（7日間）宿泊を伴う養育を行います。	105	区内3か所でショートステイ事業を実施し、2,344日の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区内3か所で乳幼児ショートステイ事業を実施します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
58	親支援プログラム	ファシリテーターとともに、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、安心して子育てができる方法を考える講座を実施しています。	106	令和6年度は、子ども中高生プラザ2か所と子ども家庭支援センターで、未就学児の保護者を対象に親支援プログラムを実施しました。	当初計画どおり	子ども家庭支援センター内で、年2回親支援プログラムを実施します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係

(2) 生活環境の安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R7年3月末時点)	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
59	産前産後家事・育児支援事業	区内在住の妊娠中又は出産直後に日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパー又は母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事又は育児支援を行います。	106	令和6年度は延65,688時間の利用がありました。	当初計画以上	利用時間数管理システムを導入して、産前産後家事・育児支援事業を利用する区民の利便性を向上させます。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
60	産後要支援母子ショートステイ	出産直後に、家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院・助産院等に宿泊して、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等の支援を行います。	106	養育環境が整っていない要支援家庭のショートステイ利用はございませんでした。	当初計画どおり	子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、適切な事業を実施することにより、母親の心身の負担の軽減を図るとともに、母子の愛着関係を形成し、自信を持って育児を取り組むことができるようすることを目的とし、児童虐待の未然の防止を図ります。	子ども家庭支援センター	相談支援係
61	港区地域こぞって子育て懇談会	港区の子育て・子育ち環境向上のため、子育て当事者と子育て支援者、学生等がともにネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供します。	106	令和4年度から、既存の子育て支援団体のネットワークを活用しつつ、中学生・高校生・子育て中の方など、多様な区民の参加を得て、子ども・おとな・地域の対話交流を通じて新たな発見が得られる場として、「令和6年度港区子ども・おとな・地域みなトーク事業」における「みなトーク懇談会」を、令和7年2月に開催しました。	当初計画どおり	地域の実情やニーズに即した、より効果的に参加しやすい懇談会の実現を目指し、懇談会のテーマや運営方法を区民主体で検討するため、区民および子育て支援者からなる「みなトーク実行委員会」を立ち上げます。あわせて、区民が日常的に活用しやすい子育てリーフレットの作成にも取り組み、情報発信の充実と子育て支援の強化を図っていきます。	子ども家庭支援センター	地域連携担当
62	区民向け住宅使用料算定時の寡婦控除のみなし適用	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	106	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定しています。	当初計画どおり	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	住宅課	住宅管理係
63	学びの未来応援家庭教育講座	子育てや家庭学習定着等に関する講座の開催により、家庭教育の啓発及び受講者同士の交流を図ることで児童・生徒の養育環境の改善を目指します。	106	令和7年2月に子ども家庭支援センター主催の「港区子ども・おとな地域みなトーク事業」に、教育委員会として保護者の参加を促し、学びの未来応援家庭教育講座としました。	当初計画どおり	引き続き、子ども家庭支援センターと連携し、家庭教育講座の充実を図ります。	教育指導担当	指導主事
64	学びの未来応援教員研修	支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握し、必要な支援を早期に実施できるよう教員を対象に研修を実施します。	106	「学びの未来応援教員研修」という名称ではありませんが、各小・中学校生活指導主任を対象とした生活指導主任会において、子ども家庭支援センター等との連携や、支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握の仕方等について研修を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校生活指導主任を対象とした生活指導主任会において、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携や、支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握の仕方等について研修を実施します。	教育指導担当	指導主事

## (2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
65	学びの未来応援ケース会議	学校で解決が困難ない学力や家庭教育面で支援を必要とする対象児童・生徒について、教育心理学者、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等で構成する会議で解決方法を検討します。	106	令和6年度は、7月に3ケース、12月に3ケース、3月に2ケース、計8ケースについて協議し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど改善を図りました。ケース会議の委員は、小児精神科医・弁護士・子ども家庭支援センター相談員・スクールソーシャルワーカー・教育指導担当課長の5名です。	当初計画どおり	引き続き、経済的問題や家庭環境等に様々な問題を抱える家庭についてのケース会議を実施し、対象児童・生徒及び家庭の抱える問題の改善を図ります。	教育指導担当	指導主事
66	小・中学校スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業	各小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図るとともに、各学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図ります。	106	スクールカウンセラーを各小・中学校に週1日以上配置しました。令和6年度の配置の延べ日数は1212日でした。スクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣しました。令和6年度の派遣件数は44件（30分を1件とします）でした。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置し、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を行います。また、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。	教育指導担当	指導主事

## (3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
1	女性のための再就職支援セミナー・就職面接会	ハローワーク品川と共に、女性を対象とした再就職に向けてのセミナーと就職面接会を開催します。	107	女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象にした就職支援セミナーを3回（延べ103人）実施しました。また、セミナーの最後に、個別相談会を実施するなど、きめ細やかな就労支援を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、ハローワーク品川、東京しごと財団等と連携をとりながら、女性のための再就職支援につながるセミナーや就職面接会を実施します。	産業振興課	経営支援係
2	障害児福祉手当	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額14,850円の手当を支給します。	107	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額15,690円の手当を支給します。	当初計画どおり	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額16,100円の手当を支給します。	障害者福祉課	障害者給付係
3	心身障害者福祉手当	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	107	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	当初計画どおり	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	障害者福祉課	障害者給付係
4	重度心身障害者手当	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	107	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	当初計画どおり	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	障害者福祉課	障害者給付係
5	障害者総合支援法自己負担金軽減事業	複数の障害サービス等の利用者に対し、利用者負担額の軽減を行います。	107	世帯における利用者負担額が基準額を超過した者に対して、申請に基づき、給付費を償還払いしました。	当初計画どおり	世帯における利用者負担額が基準額を超過した者に対して、申請に基づき、給付費を償還払いします。	障害者福祉課	障害者事業所支援係
6	生活保護事業（児童養育加算）	第一子及び第二子の3歳に満たない児童に対しては13,300円、3歳以上高等学校等修了前の者については10,000円、第三子以降は小学校修了前の児童は13,300円、小学校修了後高等学校等修了前の児童は10,000円支給されます。	107	子どもの人数に応じて、69人に対して支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課	生活福祉調整係
	生活保護事業（母子加算）	居宅基準として、児童1人は21,400円、2人の場合に2,800円加算され、3人以上の場合に1人増すごとに1,600円加算されます。	107	子どもの人数に応じて、55人に対して支給しました。	当初計画どおり	令和6年度と同様に実施を予定しています。		生活福祉調整係
7	求人開拓事業	生活保護受給者に対して、職業紹介を行います。	107	就労支援事業の支援対象者の条件に適合する求人や、就労に一定の制限があつても比較的就職しやすい職種の求人等、支援対象者のニーズに合った求人の開拓を行い、生保受給者等に、開拓した求人情報を提供しました。	当初計画どおり	引き続き、就労支援事業の支援対象者の条件に適合する求人や、就労に一定の制限があつても比較的就職しやすい職種の求人等、支援対象者のニーズに合った求人の開拓を行い、生保受給者等に、開拓した求人情報を提供します。	生活福祉調整課	自立支援担当
8	生活保護受給者への就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行います。	107	生活保護受給者185人に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、生活保護受給者に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行います。	生活福祉調整課	自立支援担当
9	生活保護受給者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	108	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行いました。	当初計画どおり	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課	自立支援担当
10	生活保護受給者等就労促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援します。	108	ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援します。	生活福祉調整課	自立支援担当

(3) 経済的安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
11	生活困窮者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	108	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	生活福祉調整課	自立支援担当
12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、就労する際に必要な対象講座を受講した場合に経費の一部を支給します。	108	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金を4件支給し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図りました。	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。	108	ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を14件支給し、就業訓練中における生活の負担軽減を図りました	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金等の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター	家庭相談係
14	ひとり親家庭就労支援事業	産業カウンセラーの資格を有する就労支援員が、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施し、求職情報、区の制度、ハローワークの制度等を情報提供し、就労支援を行います。	108	令和元年度まで、港区生活就労支援センターと連携し、ひとり親家庭就労支援事業を委託業務として実施していましたが、令和2年度から、業務委託を区の常勤職員及び会計年度任用職員による運営に変更いたしました。	当初計画どおり	-	子ども家庭支援センター	家庭相談係
15	学童クラブおやつ代等助成	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成します。	108	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成しました。	当初計画どおり	学童クラブのおやつ代及びお楽しみ会費を公費負担しました。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
16	児童扶養手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	108	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給しました。	当初計画どおり	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	子ども若者支援課	諸星
17	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	108	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成しました。	当初計画どおり	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	子ども若者支援課	川口
18	児童育成手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	108	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給しました（障害手当）。	当初計画どおり	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	子ども若者支援課	廣畠
19	港区女性福祉資金貸付	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	108	給付型奨学金の拡大や高校修学費無償化等により、区民のニーズが著しく低下していたため、令和元年度末をもって廃止しました。	廃止	-	子ども家庭支援センター	家庭相談係

(3) 経済的安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R7年3月末時点)	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
20	児童手当	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。	109	区内に住所を有する児童の保護者が、18歳年度末までの児童を養育しているときに手当を支給しました。	当初計画どおり	区内に住所を有する児童の保護者が、18歳年度末までの児童を養育しているときに手当を支給します。	子ども若者支援課	川口
21	子ども医療費助成	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。	109	18歳年度末までの児童を養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成しました。	当初計画どおり	18歳年度末までの児童を養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。	子ども若者支援課	中尾
22	保育料（減免）	収入の減少、病気や災害等での特定の支出の著しい増加などにより、保育料の支払が困難になった場合、保育料の減額制度が適用されることがあります。	109	保護者からの申請に基づき、必要に応じて保育料の減額制度を適用し、経済的負担の軽減を図りました。	当初計画どおり	引き続き実施を予定ですが、東京都による第一子からの基本保育料無償化の影響等も勘案しつつ、今後の実施方針について慎重に検討を進めています。	保育課	保育支援係
23	保育料 寡婦（寡夫）みなし適用	婚姻暦のないひとり親世帯（児童扶養手当受給者）において、保育料の税法上の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行います。	109	令和3年度から住民税法が改正されたため、令和3年9月分以降の適用を終了しました。	廃止	—	保育課	保育支援係
24	産前産後・家事育児支援事業	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	当初計画どおり	引き続き、産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
25	みなど保育サポート利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、幼稚園、保育園等同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料とします。	109	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料にしました。また、同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料にしました。	当初計画どおり	引き続き、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料とします。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
26	Pokkeトワイライトステイ・ショートステイ利用料減免	Pokkeで実施しているトワイライトステイ・ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	Pokkeで実施しているトワイライトステイ・ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額しました。	当初計画どおり	引き続き、Pokkeで実施しているトワイライトステイ・ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
27	乳幼児ショートステイ事業利用料減免	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額しました。	当初計画どおり	引き続き、乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
28	派遣型一時保育（病後児保育・新生児保育）利用料助成	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後時保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額（1か月上限10,000円）、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成（1か月上限10,000円）します。	109	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後時保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額（1か月上限10,000円）、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成（1か月上限10,000円）しました。	当初計画どおり	引き続き、派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後時保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額（1か月上限10,000円）、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成（1か月上限10,000円）します。	子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係
29	粗大ごみ等減免措置	児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者に対する粗大ごみ等処理手数料の減免措置を行います。	109	各総合支所区民課やみなどサイクル清掃事務所での窓口、又は郵送での廃棄物処理手数料の減免申請に対し、減免分粗大ごみ処理券を交付しています。	当初計画どおり	各総合支所区民課やみなどサイクル清掃事務所での窓口、又は郵送での廃棄物処理手数料の減免申請に対し、減免分粗大ごみ処理券を交付します。	みなどサイクル清掃事務所	計画係

(3) 経済的安定の支援								
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R7年3月末時点)	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
30	学習活動支援保護者負担軽減事業	区立小・中学校において使用する補助教材費や学校給食の精米購入費、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図っています。	110	区立小・中学校において使用する補助教材費や区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図りました。	当初計画どおり	引き続き、区立小・中学校において使用する補助教材費や、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図ります。	学務課 教育人事企画課	学事係
31	幼稚園保育料	生活保護世帯、区市町村民税所得割非課税世帯の子育てサポート保育料を無料とするほか、世帯の所得状況に応じた階層区分により子育てサポート保育料を決定しています。併せて、多子世帯の経済的負担軽減のため、世帯の所得状況や兄姉の年齢にかかわらず園児が第2子以降の場合には子育てサポート保育料を無料としています。	110	区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）に関わる多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直し、令和2年度から、年齢に関わらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、多子世帯への経済的な負担軽減を実施します。	学務課	学事係
32	幼稚園保育料の算定における寡婦（寡夫）控除みなし適用	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親についても、「ひとり親控除」が適用され、税制上の控除を受けることが可能となつたため、幼稚園保育料の寡婦（寡夫）控除のみなし適用があるものとみなして算定します。	110	令和3年1月1日施行の国の税制改正により、結婚歴のないひとり親についても、「ひとり親控除」が適用され、税制上の控除を受けることが可能となつたため、幼稚園保育料の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を終了しました。	廃止	—	学務課	学事係
33	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行います。	110	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行いました。	当初計画どおり	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行います。	学務課	学校運営支援係
34	特別支援学級就学奨励金	特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学に関する経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力に応じた就学経費を援助します。	110	年度当初に港区立小・中学校を通じて、「就学奨励事業のお知らせ」を特別支援学級に就学する児童・生徒に配布し、保護者からの申請に基づいて審査、認定を行い、就学に必要な経費の一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を実施しました。	当初計画どおり	引き続き港区立・私立の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に就学経費の一部を援助することで経済的負担の軽減を実施していきます。	学務課	学校運営支援係

## (4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R7年3月末時点）	進捗状況	R7年度の実施予定	担当課	担当係
1	子どもの未来応援施策理解促進事業	子どもの未来応援施策を推進するため、区民等に対し、子どもの貧困対策に関する理解を促進するための講座等を開催します。	110	子ども食堂運営者に対し、子ども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーターを講師に、「ヤングケアラーの支援と連携について」を開催し、現状把握と子どもの貧困対策に関する理解を深めました。	当初計画どおり	子ども食堂ネットワーク会員等を対象とし、子どもの貧困の実情と対策についての講座およびワークショップ等を開催します。	子ども若者支援課	子ども若者支援係
2	学習ボランティア養成事業	区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を定着させられるように援助する学習ボランティアを養成します。	110	子ども食堂運営者が大学生と連携して行う学習支援により、子どもたちを応援する人材の育成を図りました。 学習支援事業において、講師のほかに一部学習ボランティアが中学生、高校生の学習指導を行っています。	当初計画どおり	引き続き、子どもたちを応援する人材の育成を図ります。 引き続き、学習支援事業において、一部学習ボランティアが中学生、高校生の学習指導を行います。	子ども若者支援課 生活福祉調整課	子ども若者支援係 自立支援担当
3	子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	110	区民に対し、子ども食堂やフードバンドリーの開催周知を年間を通じて行いました。 また、子ども食堂運営者向けの研修や情報交換の場を設けました。 港区子ども食堂ネットワーク会員やみなどリサイクル清掃事務所と連携し、食材等の提供を行うことで、子ども食堂の安定的な運営を支援しました。	当初計画どおり	港区子ども食堂ネットワーク会員の拡大を図ります。 また、新たに子ども食堂を開始したい事業者に向けて、子ども食堂の立上げや運営に必要なノウハウについて講習会や個別相談会を実施します。 補助金については、補助対象事業を拡大し、「区と子ども食堂の連携による取組」（一か所あたり年額2,060,000円上限）、「食事や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品の提供を行う事業に要する経費」（一か所あたり年額3,070,000円上限）の2つの項目を新設します。	子ども若者支援課	子ども若者支援係